

條件通り、此際改革的誠首者を出さず、又拘引者家族に對し、豫審決定迄扶助すべく、左記の方法を講じた。

見舞金貳拾圓（令狀執行せられたるとき一時金）

歸郷旅費（其家族が歸郷するときの實費の外手當拾圓）

食費居住費 同地に家族を置く場合には、米、味噌、醤油、木炭を支給し且つ社宅にあるものは其儘無料在宿せしめ町部居住者には居室料の補給を爲す本人が責付又は保釋にて一時同地に歸つた場合には豫審決定まで米、味噌、醤油、木炭を給し外に月小遣十圓（單身者三圓）を給す之れを實行すると共に、騷擾勃發の日たる十一月二十五日に缺勤したるものに對しては、傷病者宿下りを除き、十一月二十七日より十二月五日の間、本番賃金を支給することとして即時之を實行した。

尙右の外、附帶問題として高唱された、第十四號飯場頭役の處分も、大正九年二月二日を以て決行され、同人を解雇した後、後任を坑夫より工手教習所に入り、當時坑内工手たりし一員を擧げて決定するに至つた。

斯くて足尾に於ける騷擾の中心問題たる、飯場並に頭役の處分は、或る程度の改革を行はれ且

つ爾餘の協停事項の履行を見、騷擾を發起した同盟會が、事實上殆ど勝利を得たかの觀を呈するに至つたが、同盟會は之れが爲めに、二十餘名の犠牲者を出し、會員の結束日に弛緩し、且つ財政上甚しき窮境に陥り、一方更に反動團體として、鑛友會及共愛會なるものが、鑛業所了解の下に、否寧ろ鑛業所裏面の活躍に依つて起り、同盟會の勢力茲に萎靡を來すの止むなきに至つたのである。

此の如くして表面足尾の労働問題は一と先づ解決を告げた。然り全く解決を告げたが、果して深く其根柢を極めた理想的の解決であるや否や、今現に足尾の山を訪ふ者は、必ずや可憐なる頑是なき労働者の子等の唇に、労働の歌の無心に高唱さるゝを聞くであらう。

労働歌

目覺めよ日本の労働者

過去の因襲打ち破り

世界改造遂ぐるまで

克己勉勵努力せよ

培ひ機織り船造り

地の底潜りて金を掘る

労働事件

汗を絞りてパンを鍊る
勞働者こそ辱けれ
彼は朝に霜を踏み
夕に星を載いて
彼が家路に急ぐまで
人の爲にぞ盡すなる

三騷動と社會問題

□ 足尾資本家の人格論 □

既に研究して來た足尾の三騷動……其第一の騷動即ち鑛毒事件を以て、資本家を中心とせる對外的とし、其第二の暴動事件を同様對内的とし、其の第三の勞働事件を對内外的としたのは、即ち既に生れた富者……其既に産れた富者對關係社會、其既に産れた富者對勞働者、其既に生れた富者對時代的現象を以て、既往發生し實現した事實上の印影着色を分解し、之に依つて社會問題の根本の解

決に便せしめんとしたのである。故に之等相對的關係に於て、先づ資本家の人格論を述べて見よう。

生物進化の歴史上、驚異すべき最大の事件として、人間の機具製造の創始を見、其發達進歩に依つて、今日人全盛の世の中となり、愈々高率能度の機具を發明するに至つて、遂に未曾有難遭の時代となつた。此等機具の發明に伴ひ、資本家的生産の勃興を來し、隨つて自己經濟の崩壊となつた。貧富の問題此に起り、男女の問題茲に生じ、勞資の問題此に發して、社會は根本的に動搖を來し、革命的に激變を見つゝあるのである。

されば機具機具の發明に依つて、百獸萬物を征服した勝利者が、宇宙生存の原理の上に、茲に新に人間生存の力争を開始し、同一人間の其の中に、機具を所有し得ざる無産者と、機具を所有し居る有産者と、この二種類の出現を見るに至つて、社會問題の發生を餘儀なくされた。河上肇博士其著社會問題管見の一齣に曰く「吾々人類が、道具の發達に依りて、他の動物と全く其選を異にせる、特種の經濟的發展を爲すに至りし事を怪まぬ人々は、現代に於て、彼の資本家なるものが、その獨占せる機具の下に、數百數千乃至數萬の無産者を使役することに依り、日を追ひ年を逐ふて、天下の富を一手に集中しつゝあるを怪まぬであらう。是故に學者往々資本家を名づけて、自働貯蓄機具

と云ふ。固より世上例外の事多し。然れども今日十萬長者の嚮て百萬長者となり、百萬長者の嚮て千萬長者と爲るは、多く此の自働貯蓄の賜である。若し今の世に於て、猶勤儉貯蓄を以て致富の要訣となすものあらんか、愚之れより甚しきは無い。動物と同じ様に、腕一本の勤儉貯蓄では、とても機械の自働貯蓄に追付けるもので無い。若し之れを疑ふものあらば、試みに汽車と徒歩競争をして見るが可い」と、其言甚だ奇矯の如うだが、社會經濟の眞理は此一節に充溢することを疑はぬ。

此故を以て人若し動物と類を異にせば、人の人たる眞の自覺を必要とせねばならぬ。貧者人として自覺する時に、必ずや富の分配に浴せんことを欲しやう。勞働者若し人も自覺せば、産業不安の状態を責めもしやう。所有る社會問題の發生し、日々新聞紙上に傳ふるものは、是れぞ誠に現代社會組織の缺陷より來る「現代に對する大抗議たる」力争の表示に外ならぬ。されば富者若し人として自覺せば、可能的に富の分配を計らねばならぬし、資本家若し人として自覺し來れば、所謂生産手段の公有をも是認せねばならぬ。

英國グラスゴー大學の教授キリアムスマート博士が、富の生産増加は歓迎すべし、富の分配又悲觀せずとし、而も經濟界上に一大疑惑ありとして、一生を其疑惑解決に没頭し、所謂一經濟學者の第一思想を發表して「マルクス」の「資本論」スミスの「富」に、更に明暢の説示を與へて、人の歸趨を過

らざらしめんとし、暗雲に鎖された現代社會の經濟組織を是認し、之を其儘に維持しながら、其組織の中に住する人の心を改造し、經濟の中に道德あり、經濟即ち道德なりとの社會を實現せしめんとして、正統學派傳來の教義たる、自己利益 (Self-interest) 是認の思想に代ふるに、自己犠牲 (Self-sacrifice) の思想を以てせんことを主張した。即ちアダム、スミスの「各個人が一般に公共の利益を増進せんと企つるものにあらず。又如何に多く公共の利益を増進しつゝあるやを意識せるものにもあらず」と云ひ、且つ「彼は只自身の利得を計れるのみ、而も彼は此の如くにして他の多くの場合に於けると等しく、毫も彼の計畫中に存せざる目的を實現する爲に、或る不可思議の力に依つて導かれ居るなり」と云つた一句、言を換ゆれば、各個人をして自由に自己の利益を追及せしむれば、期せずして社會公共の利益を増進せしむるに至る、と云へる思想を轉化し、各個人は社會の公僕なりと喝破し、人をして意識的に社會の爲め奉仕するの覺悟を立てしめんとしたのである。故に博士の主張は既に出現した事實上の社會改造の聲で、所謂社會救済の鐵則として、激變を招來しつゝある現代社會の改造方針たらざるを得ないのである。

即ち足尾の資本家が、之を換言すれば古河市兵衛が、元々足尾發掘の志を立てたは、其必ずしも自己利益の發心たるか、自己犠牲の決意たるかを問はず、其成功せる現象に於て、對社會的の約束

の上に、足尾の資本家たり得たる人格を識認せられざるを得ず。且つ古河自身が足尾の資本家たることを是認し自覺せねばならぬ状態に成り立つて来たのである。而して其苦辛と其成功とは、社會を益し國家を益すること偉大なるものがあつて、社會の尊敬を受け、國家の重用を受くるに至つたのは、道徳上當然であるが、之を經濟上より云へば、其生産に依つて得べき正當の代償以外に、過當の報償を得んとせば、それは不當であり不理であり、對面の抗議を受く可きは當然である。そして足尾の資本家が、若し正當以外の利益の獲得を意識せずして、其事業に成功しつゝ、發育した巨富を擁したとしても、其社會に對する富の條件を無視する譯には行かじ、富は人類社會共存の上に、其價値の發揮あることを思はゞ、巨富を擁する資本家が、社會奉仕と自己犠牲の道義とを辨へずして、共存の大道に立つことは出来ぬ。勿論貧者若くは勞働者とても、人間としての心持と、同胞として同情意思が無くして、たゞ金錢上の平衡を、慈善や救済によつて求めようとするならば、優越した強者との間の争闘は、永久に已む時を知らないものである。況して暴力に依り非理に依つて、人の富を掠奪せんとするものあらば、社會秩序の保持、社會保安の必要から、彼等を糾弾し鎮抑するの最も當然なることを知らねばならぬ。

古河市兵衛の足尾銅山經營に成功するや、栃木群馬兩縣の地を灌漑した渡良瀬の水は、爲に毒素

を混じ、先天の肥沃は變じて百年の不毛となり、殊に夕陽淺間の一角に沈みて、筑波の山色次第に紫ならんとする頃、堤上春を提げて綱を肩にした漁夫も、短舟竿を立て、藻を艾た僮夫も、殆ど其影を絶つに至り、此一流に頼つた農村も漁莊も、蟹舎も買家も、毒種の爲に産を失ひ命を失ふもの夥多なるに至つては、一大社會問題の起らざらしめんとするも、亦如何ともすべからざる所であつた。

土地の輿論は田中正造を議會に送り、千弩一齊に放つて政府の孟浪を責めしめた。數年胸中に鬱結した熱血を濺ぐ田中の雄辯は、事證あり論據あり、光焰萬丈の慨あつて、政府を狼狽せしめ、我帝國議會史劈頭の一大演説であつた。然れども時期は此問題の爲めに甚だ不幸であつた。政府と議會とは豫算問題で衝突し、之れが爲めに議會は解散せられ、引續いて有名な選舉干渉が起つた。此政争の影に休息した古河市兵衛は、金權の威力を以て之を防止せんとし、人生共存の原理を逆視して、日夜苦肉の策を講じた。併し天は一人間の暴慢を容して、其自然の進行に放任せず、人道問題の抗議は益々強烈の度を加へ、義人田中の熱誠の徹底と、政府及資本家の餘儀なき天命の施設とで、渡良瀬沿岸に轉頭哀號した民を救済するに至つて熄んだ。即ち人道は古河の對外的舉措を叱責して、古河は遂に沈黙悔悟するに至つた。此事あつて以來、栃木縣會に於て鑛毒問題の論議せらるゝ毎に、

逐次除害防止の工事を施し、最も近きは大正七年四月に及んで、一大コツトレールを建設するに至つた。そして煙害除却の設備も亦略完成に近づいたが、未だ尙煙害の問題は全く消滅せず、而も日光奥の諸山を侵害し、其風光を破壊するに至つて、一層論争の種となつて居るのである。

右の一事證を以て見ても、資本家の合理的の自覺、精神的にも物質的にも、が社會の優位置を占むる自己の本分として、相對的の問題を起さざる事前に萌芽し作動せられねば、安全に其立脚を保持することは到底望まれぬ。故に若し其全人格の缺陷に依つて、或は無理を利かし、或は無謀を利かさば、例令一時は其安全を把持し得ても、結局社會上の抗議を受けずしては歇まぬ運命に仕るのである。

斯くて第二に起つた暴動事實に回想すれば、對外策に於て、社會的矛盾の方法を執つた古河市兵衛も、對内策に於ては最も細心の注意を拂ひ、自ら鑛夫の長を以て自任し、當時約三萬の鑛夫を子の如く愛護して取扱つたことが判る。鑛業主即ち市兵衛は、自ら鑛夫の社會組織中に投じて、鑛夫の心情と同化し、彼等の困厄を豫防して、自ら亦其節度の範を示しつゝ、彼等を卒へた。故に市兵衛の存命中は、鑛夫皆心服して其業に就いたが、市兵衛死して役員の暴慢を見るに及び、鑛夫等は協戮の力を頼み、以て之れに抗議した。之れ全く勞資の常調を無視した壓迫の反動として、其大と小と

を論せず、起るべき必然の事象である。而して之を取て勞働事件と稱せずして、暴動事件と稱した所以は、當時未だ今日の勞働運動の如く、思想の發達したるものではなく、衆力の自覺少なく、煽動の力大なるを認めたが爲めである。併し其内質に至つては、以て勞働運動の純なるものと見るべく、對資本家の關係に於て、勞働運動の經過と略同一の経路を認めざるを得ず、従つて責任の分擔は又資本家の人格に係る事は勿論である。

第三に起つた勞働事件たるや、是れ正しく、時代の思潮に依つて生じた勞資抗争の一事實である。故に之れを足尾の内外的關係より生じた問題として、更により以上の講究を要するものがある。

□ 勞働運動と道徳革命 □

足尾に起つた勞働運動は、勿論足尾のみに起つた所の時代的の産物ではなかつた。それは既に足尾の勞働運動を記す前に説いた如く、經濟實情の激變と、社會思想の變化とに依つて起り、世間通例の事件となつて、流行的に行はれた時に起つたのである。而も大日本勞働同盟會が發會され、要求條件を提げて、鑛業所に迫つた大正八年九月の月は、最も流行熱高潮の月で、南は九州より北は北海道、官業と云はず民業と云はず、左記の如く同盟要求を敢行し、罷工怠業續いて出現したのであ

つた。

呪囃の尾尾銅山

大正八年九月中同盟罷工怠業統計表

(印は怠業)

府 縣	會 社 名	職 別	人 員 目 的 的 結 果 日 數
大坂市	大坂製錬所	職工	三五〇賃銀値上十五割不明一日不明
岡山市	三菱鐵山、三原鐵山	坑夫	一〇〇同五割二割不明一六日
栃木縣	足尾銅山	同	九三〇同三割三割實徹四日十八日
神奈川縣	浦賀船渠川間分工場	職工	全部同三割不明五日不明
福岡縣	三池炭坑	男女人夫 輿論島人	六二〇内地人と同等待遇五割値上慰撫沈靜八日一十一日
北海道	小橋貯人夫	貯人夫	全部賃銀値上五割全部貫徹九日一十一日
京 城	活動寫眞有美館	活辯技師	全部同不明不明十日不明
福岡縣	煙草專賣福岡支局	刻工	九六同一割五分失敗十一日十八日
東京市	青山原宿 豆腐商組合	賣子	全部分合値上不明裏切者失敗十一日一十一日
岡山市	岡山青物市場問屋組合	小賣商人	一五〇無鑑斥札半成功十一日二十二日

福岡縣	入山炭鑛	鑛夫	三〇〇賃銀値上不明適當時機値上十二日十四日
大坂市	久保田鐵工所	機關工	三八〇本給繰上増手當三割手當七割支給十六日廿二日
福島縣	盤城平炭鑛	坑夫	五〇〇賃銀値上五割二割十七日十九日
神奈川縣	京濱電鐵會社	保線工夫	三六課長排斥分合五割八時間制實施不明十七日不明
兵庫縣	神戸川崎造船所	職工	一六、〇〇〇本給繰上増手當七割八時間制實施不明十八日廿九日
同	同兵庫分工場	同	二、〇〇〇本給繰上増手當七割八時間制實施不明十九日廿七日
神奈川縣	横濱更紗染工	製造工	一、五〇〇賃銀値上三割不明二十一日不明
香川縣	讃岐自働車會社	運轉手	一五同不明不明二十一日不明
高知縣	土陽新開	記者	全部同五割無條件復職二十一日廿四日
長崎縣	三菱造船フアネス工場	職工	六二同五割無條件復職二十四日廿九日

斯くなつては全く道徳の革命である。彼等鑛夫仲間が、其獨特の道徳形式の鑛壺に入れられ、親分と稱し子分と呼ばれ、其間獨特の私刑に制せられて、一團の自治的社會を組成し、極めて單調な義

理詰めの中に生活して来たが、時勢の進運は何時迄も、彼等を鑛夫として特種の部落に置かず、何時しか其周囲の墻壁を撤せしめて、尋常一様の平民として導くに至つた。此時五倫五常を經緯として築かれた舊時代の道德も、亦既に新時代のものではなかつた。個人自製の道德は、何時しか個人自覺の道德と進化し、科學の進歩と經濟の發達とは、人類の價値を認めしむると共に、個人の價値を認めしめ、個人の價値を認めしむると共に、人類相互の價値を知らしめ、即ち人類生存の意義を明白にし、自他平等の尊敬を覺知し、普遍的道德の根本に到達せんとして、自我發展の聲を發し、同時に社會改造の聲となつて高唱されて居た。勿論舊道德は全然破壊すべきものではなく、全く破壊せらるべきものでもない。人類生存の要件として、自ら生育した共存の形式であり、そして同時に秩序であり、之れに依つて人類生存の意義を繼續し、今日迄人類と共に繼續されて來たのである。故に道德の革命は其内實に於て、改善であり改良であり、進歩であり發達である。唯夫れ社會組織の激變を生じたから、之を道德の革命といふのである。

道德の革命の原因たるや、其れを仔細に分解して見ると、それは第一に社會組織の進歩と變化、第二に生活の壓迫に依る個人の自覺、第三に交通機關の發達と思想の交換等である。殊に我國の如き封建政治より郡縣政治となり、專制より立憲政體となり、階級制度の破滅から、社會組織の激變を見

た時に、單純なる祖先崇拜から出た忠孝の意義も、單純なる長上敬信から來た敬愛の意義も、自然に起る一種の質問に對し、全く不明瞭に答へられて、何時しか之れを徹底理解せねば止まぬ疑惑の萌芽となつて來た。此疑惑の萌芽と共に、絶對服從的の忠孝では、個人は素より満足せず、漫然無意味の敬愛では、個人は矢張り無用を感ずる。されば、汝は忠實なれ而して勤勉なれと教ゆる者ありとしても、忠實ならざる可からず、勤勉ならざるべからざるの理解を與へねば、其道德的垂示の前には、洗禮を受けないようになつて來た。所謂形式的の道德、命令的の道德は、既に舊時代の道德で、精神的の道德、理解的の道德でなくては、新時代に適合することを得ず、自我發展、自己覺醒の結果たる忠たり孝たり、或は又信たり義たりでなくてはならぬ様になつたのである。更に之れを詳しく言へば、自己の性情から流露した理想より發程し、自己天來の聲に覺醒し、自己の爲に忠に、且つ自己を中心に總て自己に接觸する者に忠ならざる可からずとし、若くは同様に孝たらざる可からず、信たらざる可からず、義たらざる可からずと自覺し、以て自己を社會と共に益々善良に導く自我發展の結果でなくてはならぬ。

而して此自覺は全く人類生活の基礎から起る發作で、そして同時に人類共存の根柢から築く要件である。故に經濟狀況の變動は、直接道德の形式に變革を來さしめ、社會組織の激變は、遂に道德革

命の事實を招徠した。之を外國の例に見ても、以前は社會の支配が地主の手に在つたが、其後資本階級が出来て、其權力を分つに至り、其上熟練した技術家と小地主とが、社會の政治經濟の支配中に割込み、今や歐羅巴、亞米利加の労働者達、伊太利、露西亞の百姓等まで、世界生活の進行に仲間入りを要求し、其の要求の度の急激のものは、一時に道德の蹂躪を敢てして、忌はしき矛盾が、各所に演出せられて居る。如今民本主義の唱導と共に、社會主義の勃興を見る、蓋し偶然の事柄ではない。個人主義の發達と共に、社會改造の高唱を見る、蓋し唐突の問題ではない。之れをしも眞面目に考量せねば、如何に善良なる要求も悪化して、吾人の享受せんとする眞の幸福も、果して眞に幸福なるや否やを解し得べからざるに至らしめるのである。況んや歐洲戰爭の事實に顧みれば、國と國との過激手段が、歐洲文明國內の階級の心理に傳播し、社會改造の運動も、動もすれば過激手段に訴へられて、果ては世界全土到る處に此傾向を波響し、正に混沌状態に陥らんとする形勢である。是等の現象の起る原因を一言して言へば、現今の社會組織、即ち經濟的築城が、多數人間の自由と幸福とを抑壓し、少數の人間が富と人權とを壟斷せんとする、重大なる缺點の存在からである。此缺點の存在たるや、戰爭に依つて困める歐洲交戰國の貧者、乃至労働者の權利の要求、戰爭に依つて富める日米兩國の貧者、乃至労働者の平等の要求、此の二つの要求が共に同一の思想を醗酵して、具

體化した所に各種の運動となつて現れて來たからである。

足尾労働運動の起つたのも、亦此實際の一つであつた。資本家に對する要求條件の三十ヶ條は、人間性の自覺を源泉とした生活の要求に外ならぬ。唯其の要求手段に入つて、幾多複雑の状態を現出し、或は道德に矛盾し、或は秩序を無視せる幾多の事實を演出するに至つて、一層社會問題研究の資料を湧かしめたが、之れを要するに、社會組織の缺點より生じた、時代的現象の一事例で、其要求を實行せんとして、感情の暴風を捲き起し來つたものである。換言すれば、道德革命に遭遇した道德行爲の錯誤であつたのである。

□ 旗揚の目的と其失敗 □

足尾労働運動の目的たるや、既に詳述せる如く、彼等の生活を満足せんとする權利の主張に外ならなかつた。或は各個の野望は其間に潜在したと稱するものもあるが、併し團體運動の目的としては、個人の欲望は論外である。此事件を稱して労働運動と稱する限り、時代の叫びは則ち是れ彼等の叫びで、資本の集積の反面に於ける苦痛を、除かんとして起つたのに外ならぬ。然しながら、果して彼等は此運動に成功したか否か。

當初同盟會が要求した三十ヶ條は、堂々として其目的を貫徹せんとして揚げた、第一の叫びであつた。然るに其要求の第一條たる、同盟會是認の事は眞先に斥けられて、同盟會々員が全山鑛夫の過半数を占むるに非ざれば、之れを認め難しと云つて否認された。けれども其他の條項は、先づ大體に於て受諾されたが、既に鑛業所が鑛夫組合改善の緒に就き、尙も其待遇方法の改善を計畫しつゝあつた事實に徴して、鑛業所は果して柔順しく之を受諾したものと認めらるべきか什麼か。顧みれば當座の言逃れとして「貴君等の言ふ通りにする」との撻揆を言つて見たもの、「此方にも考ひて居るのだ」との意志が潜んで居たと想像される。何となれば、今少しく言葉を簡單にし、そして其意味を壓搾して言へば「諸君等を鑛夫の代表者と認めぬが、言ふ事だけは聞いて上げませう」との挨拶ではなかつたらうか。果して然らば、當初の要求は容れられたるが如くに、將又同盟會側の勝利の如くにも見ゆるが、勞資對等の權利を主張して、自己の立場を是認せしめんとした彼等の第一要義は、先づ一蹴されて仕舞つたのである。同盟會側は之れに依つて直ちに結束の急を感じ、後日を期して引揚げたには相違ないが、其半面に、鑛業所側の勞資脈絡の整理、及び其結締計畫も亦進行した。故に問題は一段落を見た様であつたが、事實は抗争の繼續であつたのである。而も要求條件第一の眼目たる、賃銀値上げの實際は、果して如何か。試みに勞働事件前後の鑛夫賃銀を對照すれば

大正八年十月中(勞働問題勃發前)鑛夫一日平均賃銀二圓三十錢同最高五圓六十三錢

同年十一月中(勞働同盟要求後)鑛夫一日平均二圓二十錢、同最高五圓九十八錢

大正九年五月中(同年二月飯場改革後)鑛夫一日平均二圓、同最高六圓四十二錢(上野人事課長廣井人事係長言明)

の結果を招徠したではないか。之れを以て見ても、其の異狀の現象に奇異の感がする。之れを惟れ鑛夫賃銀の値上と云ふよりは、鑛夫賃金の擴張とでも云ふべき、一種變態の事實を齎すに至つたのである。唯勞働時間の制限のみは、十二月十七日より、下七番坑以下の就業時間を悉く六時間(現場に行き着手してより終業まで)としたので、前にも述べた如く、調停條件の範圍を一坑道擴張したのであつた。是等は全く資本家の義務として、當然行ふべき問題に外ならぬ。さりとして坑夫が現に入坑して十二番坑に行き着くまでは、二時間餘も費さねばならぬ有様である。

されば、如上の事實より考へれば、尾尾銅山問題の勃發したのは、尾尾銅山問題の進歩の階梯に上つた迄で、決して同盟會窮極の目的を達したのではない。況んや同盟會是認の要求は斥けられて、對等の權利主張は否認せられた以上、勞働者の結束して奮起した價値は何處にか在る。果せるかな、矢繼早やに、彼等の要求は再び熱火となつて燃えた。そは則ち全く要求の形式を一變して、

彼等の前に蟠る一大勢力の破壊を企畫したことである。彼等の前に蟠る一大勢力と云へば、多年の習慣から打ち立てられた飯場制度の事である。如何なる場合でも、新人の叫びとして何事が畫計されても、其目的の遂行に最も邪魔になるのは、久しき間に築かれた習慣の實在である。故に其習慣を打破し若しくは改造をするに非ざれば、新しき施設は到底行はるべきものではない。同盟會が舊習癖の打破を叫んで、そして其勢力を取つて替ろうとしたのは、彼等の慾求としては當然であり、思想の戦より来る自然である。彼等が則ち當初三十ヶ條の要求の中に「時勢に不適當にして、他人に悪感を抱かしむる偏頗なる用語を撤廢せよ」と云つたのも「募集方法の根本的改善を爲すべく東京に無料宿泊所を建設し、同盟會は事務一切を無料取扱と爲し、會社は實費負擔をして、今日の欺惑誘惑に出づる處置を改めよ」と云つたのも、是ぞ既に舊弊を打破つて、そして新施設に自己勢力の割込を要求したものに外ならぬ。此時に於ける足尾全山の鑛夫の心理状態は、舊を捨てようか、新に就かうか、自から窮して未だ通ぜず、飯場に就かうか、同盟會に行かうか、思ひ煩つて迷路に立つた。同盟會躍起となつて各所の演説に舌頭を爛らせ「自覺せよ奮起せよ」と叫びて、時代思潮の注入に全力を盡せば、鑛業所側も亦之れに對立して「迷ふな狂ふな」と、兩手で頭を撫でるやうにして抑へた。總て人心は新奇を好むとは云ふが、趣味の變轉はいざしらず、人生最重の生活問

題に至つては、舊を去つて新に就くは非常の不安を感じる所で、従つて同盟會の發育は思ふやうには行かず、殊に露骨に急激に、鑛夫等在來の住み所たる、飯場破壊の矢聲を聞くに至つて、容易に其の決斷を爲すものゝ數を減少して、反つて潜かに自衛の方法を考へる者も出來、更に自重の態度に出づる者もあつた。

是れ則ち彼等全體に、未だ個性の訓練が足らぬ所以であつたのである。

英國労働黨の驍將ラムゼー、マグドナルドが其著『ソシヤリズムの不安』の中に「労働不安とは、要するに經濟的秩序と、人間的秩序との衝突の謂なり」と云つたのを見ても、労働不安は、社會秩序の前に造られた溝渠であることが判る。と同時に、労働運動の目的達成に難題の蟠まるものあることは、論を俟たざる所である、所謂労働運動の一事例たる、足尾の労働事件も亦其勃發と同時に、其出鼻を蔽かれたかの如き狀況を呈し、之れに依て興奮し躍起となり、自己主張の徹底を期しながら、時と共に結果は益悪しく、其外面のみ運動の進行を見つゝあるが如くで、其内面に於て反對の運命を辿りつゝあつたことは、大に注目すべき事柄と云はねばならぬ。何となれば、彼等が折角改造の鎚を振り揚げながら、其之を打下ろした時に、手許狂つて反つて自己の足場を碎き、遂に二十六名の犠牲者を出だし、虻蜂取らずの失敗を招いで、罷り退がつた形ではない乎。

然るに之れに反し、鑛業所側は頻りに暗中飛躍を實行し、労働同盟會中心人物の投獄せられて、同會空虛となるに及んで、其活動露骨に行はれ、人事課小瀧出張所主監長妻法學士等の努力遂に、小瀧に共愛會を起し、鑛友會を組織し、進んで労働同盟會の根據地たる通洞に、銀友會も出來、労働愛會も出來、大日本労働革新會をも造つた。而して飯場制度撤廢の如きも遂に之を行はれずして、單に改革となり、其實狀も亦改革に非ずして、殆ど改名に過ぎず、其改正規約の第二十條に「鑛業所員は評議員會に出席、意見を述ぶることを得」の一ヶ條を設け、更に第二十一條に於ても「本規約は評議員の決議、及鑛業所の同意を経るにあらざれば、廢止變更することを得ず」と規定して、資本家干與の下に、一種の自治團體を組織するに至つた。而して從來の飯場頭役革職も、各其理山の示すが如くに、老齡其職に堪へざるものゝみで、或は一時金の外に、年額千二百圓の恩給を給し、又は夫々の手當を與へて因果を含め、一時不平の原因を抑へたのである。此事實を捉えて立證するに及んで、同盟會旗揚の目的は、遂に失敗に終つたと云ひ得るに相違なからう。

此處に更に、同盟會凋落の一原因となつたのは、騷擾被告事件公判中に、始めて世人に知られた五千圓の金の授受問題である。六月三日、宇都宮地方裁判所栃木支部で開かれた、第二回公判に於て、被告の一人たる同盟會幹事吉田廣吉の口から「松葉同盟會長が三百餘名の減首者の職業紹介費

用として、資本家側佐々木敏綱より、五千圓の金を受け取り、何故にか其金を減首者に分配せなかつたかを疑ふ」と言つた。彼は尙同時に「會長は常に僕の行ふことが間違ふ様だつたら、自分の首をやると、又會長の娘まつ子嬢までが、父が執る方法に不都合があつたなら、父の首に私の首を添へて上げますと、立派に斷言して置きながら、其五千圓は如何様になつたか、甚だ不思議である」と附け加へた。之れに對し松葉會長は、雜誌代七百六十五圓、其他餞別として若干支拂ひたりと辯明し、兎に角之を費消せし事を自認した。此事の同盟會員全部に聞知さるゝや、松葉に同情を寄せらるものあり、又松葉會長を指彈するもあつて、何れにしても同盟會凋落の一因を醸し、會長の信認の力に多大の弛緩を見ることゝなつた。茲に於て折角築き上げた同盟會も、亦孤城落日の觀を呈した。

□ 團體運動と悪化作用 □

労働運動の最後の手段は、團體的結合の威力を示すことである。同盟罷工とは、是れ即ち生産行為の中斷で、之れに依つて資本家を困しめ、自己の要求を貫徹せんとする戰鬥手段である。そして同じ同盟罷工でも、積極的と消極的の二種がある。積極的は則ち攻勢的で、労働者が賃金の値上又

は労働時間の短縮を要求した場合に起り、消極的は即ち守勢的で資本家が賃金の減少、又は労働時間の増加等をした場合に起る。又是等には、單一的のものと集合的のものとあり、單一的のものは則ち單一なる企業内に起り、集合的のものは則ち同一都市又は地方に於ける多數企業内に一齊に起るものである。而して集合的罷工に似て、多少其發生の動機を異にするものに、同情的罷工(Sympathetic strike)とも稱すべきものがあり、是等は労働者が自己の資本家に對して、直接何等の不滿を有する譯では無いが、他の労働者間に同盟罷工の起れる場合に、聲援を與へんとして同情的に罷工をするので、輒近社會主義的思想の普及と共に、一般に極めて大規模の罷工を見るは、全く是等の關係より生じて來たものである。又更に労働者の一部宛が交互に就業を停止する交互的罷工もある。然るに最近更にサンチカリズム(Sanctification)の思想に因はれた労働者中に、資本家に對する直接行動の一として、サボタージュ(Sabotage)と稱する一種の罷工を企つるものが生じて來た。今日我日本に於て、怠業と譯して實際行はれつゝあるものに比すれば、全く其趣を異にするもので、普通の同盟罷工に比し一層猛烈なる手段を採り、單に就業の停止を爲すには止まらずして、工場に於ける機械器具を破壊し、作業の續行を不能に陥らしむるが如き戦闘手段である。是等は全く資本家に對して、正當なる労働條件を承認せしめんとするが如き、單純なるものではなく、其の眞の目的は

寧ろ現代經濟社會組織を、根柢より覆さんとして行ふ甚だ危険なる行爲で、從て斯る狂手段は、穩健なる職工組合の方策と認め難く、純良なる労働問題の解決策として、普通の同盟罷工と同一視することの出來ぬものである。

然らば足尾の労働運動は、果して其の何れに屬するかと云へば、彼等は友愛會と連絡し、釜石鑛山と圖り、其他各方面に脈絡を求めんとしたことに依つて、集合的罷工と見るべき性質のものである。唯其悪化せる結果に於て、サボタージュに似而非なる非常手段をも講ずるに至つて、其運動の價値を下落せしめ、そして其敗因の一たらしめた所に、最も遺憾を感じざるを得ないものがある。

茲に頗る趣味を感じることは、古來團體的、主他的道德を傳承した日本人が、幾多戦争の經驗に徴しても、常に團體的の一致の行動に至つては、他國に類例を見ざる好績を挙げたが、労働運動の如き、社會的行動に至つては、主義的道德に育つた歐米人に比して、頗る行り方の不味い事である。然らば何故、戦争にかけて日本人が強いかと云へば、其れは則ち感情の結合に起因し、同じ刺戟に同じ感情が挑發され、百人百色の人間が、百人一色となつて働くが爲めで、所謂團體的主他的道德に育てられ、忠君愛國を精神の發揮美とした、國民性のあるが爲めである。されば國家感念の熾烈なるも亦、此歴史的傳承の賜であつて、若し國家と稱する牆壁を撤去すれば、其處に頗る團結

心の鈍る原因を有して居る。其證據は、日本人が一度海外に旅行し、歐米人に接觸するに及んで、一層國家的觀念の濃厚に作動し、白人の我國若くは支那印度等に旅行したもの、國家觀念に比すれば、自ら趣を異にするものがある。即ち白人と日本人との此相違點は、白人は個人としての誇り、自我の尊嚴より起る自尊心を有し、日本人は國民的意識より出た特性の誇りを有し、個人本位の社會に育つた白人等と、團體本位に育つた日本人と、其處に自ら區別がある所以である。即ち戰爭にかけては日本人が強いのは、是れ即ち日本人の美點であると同時に、又日本人の缺點たるを失はないのである。

併し前述の如く、日本の大勢は將に道德革命の時代に入り、縦し舊道德の破壊を許さずと雖も、我日本國民の自造した習慣は、例令國民性となつて堅く個性に膠着して居ても、世界風化の大作用が、何時しか我國民をして共通の質に導かねば止まぬ。日本の俗素より外人の感覺を刺戟し、或は彼等の好奇を唆つて、幾分彼等を風化しつゝあることも、亦疑ふべからざる事實であるが。個人本位の思想が、外國文化の研究に依つて、我日本に輸入せられつゝあると共に、僅かに六十年の歲月に於て、殆ど乾坤一轉の變化を呈せしめ、且つ歐洲大戰の一大變革は、我國民をして急激に世界化せしめんとして、今や正に爐壺の中に改造の熱火に熔解しつゝあるのである。されど何分にも多數分

子の事として、既に世界的思想に熔解されしものは、未だ其熔化せられざる分子をも、熔解せずんば止まざる沸騰の時を招徠し、殊に勞働問題の如きは、外資本家に對する抗争の態度を持し、内勞働者間思想統一の努力を要し、之を歐米諸國の勞働運動に比較して、錯綜の事象を呈し、運動又従つて甚だ至難なるものがある。而して更に之に従屬して、是等運動を惡化せしむるものが二つある。其第一は主義的惡化作用で、其第二は感情的惡化作用である。

主義的惡化は、則ち社會主義化の事象で、歐米に於ける社會主義出現の原因たる、無產者級（勞働者）對有產者級（資本家）の抗争に胚胎し、自己要求の徹底を期せんとして復讐的行動に出で、若くは危激なる方法に依つて、社會の改造を期せんとする方法で、前述のサボタージユは即ちこれである。斯くの如きは、我日本人傳統の國民性の美點と、全然相容れざるの性質を有するものであるが、さて又思想上の文化作用によつて、往々同主義に吸收せられんとする者の絶無なるを保つ難い傾向もある。

感情的惡化は、則ち團體運動に附屬する殆ど常套的の缺點で、人情の昂奮に伴ひ感情が亢進して、道德的軌條を脱する行爲は個人にも認むるが、同様に團體としても之を認める所で、殊に團體中の分子たる一二の個人動作に模倣されて、群衆心理の發作となり、遂に其團體の行動は惡化されて、

運動の結果は危険なる一揆と認めらるゝ様になつて仕舞ふ。此間同じ感情の激發でも、元來團體的主他の道徳に育成された日本人の特質として、其團體維持の爲め、若くは團體擁護の爲め、知らず識らず献身犠牲の名譽ある美徳の如く、自己を進んで群衆心理の先頭に起たしむるに至つて、團體をして餘儀なき運命に陥入れる事も、亦除き難き原因となるのである。勿論個性の發達したもので、容易に外界の刺戟に動かされず、極めて反省力に富み、且つ本能や衝動を制御し、以て自己の分別心に訴へ、利害得失を取捨選擇するものと雖も、群衆に身を置くものは、自ら其個性を壓倒されて、理性や意思の働きは背後に潜伏し、本能若くは感覺、或は感情の如き原始的の性能が表面に立つて働く様になるものである。之れを要するに、群衆我は個人我に比して、其人格を劣等ならしめる所以である。代りに個人我の出來得べからざる事柄をも成就するに至る。故に又此集衆の力を頼んで、團體運動が起り易いのである。團體運動の悪化は、其方法の何れを問はず、社會秩序の混亂を來すが故に、之を取締る一に法の力に依らねばならぬ。

足尾労働運動の結果は、不幸二十六名の被告を出すに至つたが、先づ其最後判決の如何を別とし、大正二年二月二十日の宇都宮地方裁判所栃木支部豫審の決定により、檢擧の理由が左記頭書の罪名に因ることを知つたのである。

騒擾業務妨害及電信法違犯罪 松葉鏗壽、福田秀一、石黒庄之助 △騒擾強盜業務妨害又電信法

違犯罪 網島正綱、京谷周一、關家博、吉田廣吉 △騒擾脅喝強盜罪 高野松太郎、高梨二男、

河村義彌、西山政三、藁科延一、青柳金八郎、可兒吉雄、水橋新彌、青木清、大山文一郎 △騒

擾強盜罪 川出保藏、柴崎覺平、黒澤伸三郎 △騒擾脅喝業務妨害罪 石山寅吉 △騒擾強盜業

務妨害罪 中田直吉、田中利勝 △騒擾業務妨害罪 草島要作、荒井安吉、上原伊勢松

されば時代的覺醒より發程し、自覺的理智より出發したと認むべき足尾の労働運動も、合理的組織的の範疇を脱出して、節度を失ひ感情に激し、遂に法の制裁を受くるに至つたことは、頗る遺憾とせざるを得ないのである。殊に數罪俱發の罪名で、刑法の第八章騒擾の罪第百六條、百三十二章脅迫の罪第二百二十二條乃至第二百二十三條、第三十五章信用及び業務に對する罪第二百三十四條、第三十六章強盜及強盜の罪第二百三十六條等を適用せらるゝに至つては、又以て格段労働法の制裁なき法治國に於ける、労働運動の危険を感ずると共に、労働運動自體の、悪化せられ行く國民的缺點の多量なるに悲しまざるを得ないのである。勿論罪として論斷する上には事實の内容に照して、一々議論の餘地あることは、吾人も亦之を認むるものである。

三 騒動と政治問題

□ 鎮毒事件と官憲の政策 □

足尾銅山の開鑿は既に述べた如く、明治十年に始まつたのである。時恰も維新政府が、官制の釐革に心を用ひ、行政の刷新に意を砕いたけれども、立憲の制度は未だ備はらず、幾多の法規の行はれしものがあつたが、未だ素より施方の適確明暢なものと云ふことは出来なかつた。而も維新政府の建設は、士人階級に屬する有志者慨慷家の奔走驟起に成り、農商工等一般の庶民は殆んど之に與らず、政權が朝廷にあらうが、將又武門に屬しやうが、敢て深く彼等の問ふ所では無く、政治の運用は一に有司の職責であるとして自ら卑しき、絶對服従の地位に甘んじて居たのであつた。されどまた、一度關門を開いて泰西の學術を輸入するに至つて、民心は急激の變化を呈し、嚮て自由民權の思想は鼓吹せられ、日を経ると共に漸く國民的自覺を生じ、政府の施設專肆に流るゝに及んで、遂に之に反抗し、以て自ら衛らんとする傾向が益々亢進して來たのである。故に社會生活の規範たる法規も、亦從て激變を見なければならぬ形勢にあつたことは、當時を追懐するに及んで、容易に首肯し得る所である。

元來我國の制度は、君民の同祖たる皇祖の美德を繼承し、帝室を總宗家して國民之を擁護し、建國以來の道義の大本に則り、舜帝皐陶の説を加味し、秩序本分を示して民心の統一を計つて來た。之を聖德太子の十七憲法に見ても、其後大寶の律令、貞永式目、建武式目等に見ても、皆悉く其揆を一にし、政教維れ法度、即ち政治と徳教との一致は、國格の尊嚴維持となり、何れも秩序本分を以て基礎とし來つたのである。之を又徳川時代に入つて見ても、唐明清の各律を參酌して、尠からず改廢を行つたとは云へ、其根幹には何等の搖ぎをも來しては居ない。然るに明治維新後となり、全く人情國風を異にする泰西の法典を輸入し、茲に急造の法規を發するに至つて、古來傳統の國民的道義に、頗る矛盾した法制の纂定となり、之れに際會した民心は非常に變動を來したのであつたが、明治二十二年に至つて、天壤無窮の宏謀に循ひ、皇祖皇宗の遺訓を明徴にし、典憲始めて備はるに至つて、民心の大統一が行はれ、國家は茲に政教上新正の國家として出現するに至つた。斯くして民意翼贊の道を廣められて、翌明治廿三年來國會は召集せられたのである。然れども立法の稽古も、公法の執行も、行政官府司法官府の、共に試練を要するは論を俟たず、國民も亦新正帝國の國民として訓練せられなければ、國家治安の大基たる憲法制定の精神を徹底し難い所であつたのである。然り今に於て尙且つ代りである。

足尾銅山の開けて以來、鑛毒事件の勃發を見るに至つた時代は、丁度前記の時代で、國內は紛騷し、民論の沸騰と共に、政社結社の政治運動が起り、政府專制の流毒を阻止するにあらずんば、國民利福は終に擧ぐるに由なしとして、政府顛覆の聲や高く、大臣暗殺の叫さへ公然行はれたのである。佐賀の亂、萩の亂、西南の役等相踵いで起り、政府又武力を以て之を鎮壓し、憲法の制定後と雖も、國會の開設後と雖も、猶未だ餘温容易に冷めず、政黨茲に出現して、官民の接戦は愈々激しく、政黨の結合益々強固なるに従つて、政閥の抑壓更に加はり、官民抗争の實情は、殆ど名狀すべからざるの勢であつた。此時に起つた足尾鑛毒問題の徹底は、素より難中の難事と云はねばならぬ。

試みに渡良瀬沿岸の民千餘名連署した請願書の提出、及田中正造の第一質問書を提出した明治二十四年より、鑛毒事件の終熄を告げた明治三十五年に至る、前後十二年間の歴代内閣を掲ぐれば、第一次松方内閣、第二次伊藤内閣（臨時代理井上馨）臨時黒田内閣、第二次松方内閣、第三次伊藤内閣、第一次大隈内閣、第二次山縣内閣、第四次伊藤内閣（臨時代理西園寺公望）第一次桂内閣の九内閣であつて、二十萬民の哀號は、此の長き年月の間ブツ通し續けられたのである。是れ實に日本開關以來の一大社會問題と謂ふべく、有史以來斯くの如き慘烈悲痛の事實を、聞知した事はないのである。殊に民権を伸長し、言論の府を開いた時に於て、此問題を惹起したに拘らず、紛論騷説

は、徒らに議會の外に起り、黨争以て政權掠奪にのみ没頭し、膝下の人道的一問題には、殆ど耳を籍さざるに至つては、當時如何に官憲の緩怠にして、且つ暴慢なりしかを察するに餘りあるものがある。加之ならず、政黨者流の又如何に不眞面目であつたかを、察知するに足るものがある。而も第一質問書提出の第二帝國議會中、閣僚として最も同事件に責を帯ぶ農相陸奥宗光と、足尾銅山の經營者古河市兵衛とは、如何なる關係を有したかを知るに至つて、實に看過すべからざるものがある。そは即ち、陸奥宗光の二男潤吉が古河に養子たるに依り、當時農相と古河との脈絡の密であつたことは、嘗に其緣故關係に於て知るを得るのみではなく、農商務省の政策の、常に露骨に古河を援助せるに依つて見ても、自ら明瞭なるものがある。其後松方内閣は、時の帝國議會に對し、議政機關の調整を缺き、黨争の具に供するとの理由で、解散を命じ、翌二十五年二月十五日、臨時總選舉を行ふに至つて、殆ど暴力を以て選舉干渉をしたのに、陸奥農相は反對し、其職を辭して河野敏鎌之に代つたが、松方内閣の瓦解して伊藤内閣の出現と共に、同年又復外務大臣の權要に擧げられて下に臨んだ。此時代に於ける地方官は、素より政府の手足であり、一に政府の命令を執行するにのみ汲々として、群議の分出も耳を籍すに暇なく、民人の禍害も意を傾くるの志はなかつた。況して論議の取締は峻厳で、苛察抑壓は公然行はれ、行政の緩怠を責むる者は、其の如何なる問題と雖も、政

敵の言として之を認めたのであつた。喬傑田中正遺の如きは、徹頭徹尾民論の擁護者であつて、國會開設の運動には、自由黨の一員として大に努力したが、同黨の機關新聞發行の議に就き、僅かに一機關新聞を作る位では、民論の鼓吹が出来ぬとて、意見の衝突を來し、遂に同黨を去つて改進黨に投じた位である。故に此人の言を信ずる事は、政府の降服を意味し、縱し其言を信ずるとしても、其言に服することは、敵に糧を與ふる様な態度であつた。抑も田中の政治的に信を得たのは、明治三十一年大隈内閣出現の時のみで、其の朝黨不羈の性質を認められて、警視總監に擬せられたが、矢張り田中は之を辭退し、平民の味方として、正義の主張にのみ没頭した。元來鑛毒の地たるや、田中には直接に何等の利害關係は無かつた。然し田中は其慘狀を見るに忍びずとて、國民としては同胞の危害を救はんとし、個人としては人道の頽廢を悲しみ、政治家としては政道の錯亂を憤つたのであつた。故に其身命財産を擲つて、官權と戦ひ富豪と戦つて、専心銳意、那の社會問題の解決に努力したのである。其眞情の發露は、彼が日清戰爭後の時局進展に鑑み、特に青年の歸嚮に留意して、當時書生の下宿たる、東京市牛込區早稻田鶴卷町の戸泉貞吉方に轉宿し、之を平民俱樂部と命名した一事に見ても明かである。斯くて明治二十九年、古河と官權の連鎖に、尤も強梁であつた陸奥宗光が官を去り、翌三十年に薨去した以來は、幾分か其根幹の壓迫は弛み、貴族院の請願採擇

は、即ち其翌年(明治三十一年)、會根農相の被害地巡視は其翌々年(明治三十二年)、鑛毒騒動の勃發は其又翌年(明治三十三年)鑛毒調査會の組織は其次年即ち明治三十四年(内村鑑三、岩本善治、高木政勝、田中弘之四氏委員)鑛毒問題の解決は其又次年の明治三十五年で、此問題に關する富者の運命と、官憲の覺醒と、民心の緊張とが、三ツ巴で廻轉したことは、政治問題對社會問題上の顯著なる事例として、特に鑛毒事件の教示した所である。されば總ての社會問題も亦、權柄者の自覺、政道の啓迪、民心の安定の合一した時でなくては解決せず、此合一を見なければ施政の察々、素より難きは、既に明白な條理で、之を立證する此の一大事實こそ、取つて以て爲政者の好指針として推して憚らないのである。

□ 暴動事件と法律の不備 □

更に進んで、第二の騒動たる暴動事件に眼を注げば、喧嘩の裡に、政治上の格致なく、社會上の缺點あるを得得して、勞働者即下級者集團の箇所に於ける、不幸の出來事を數ぜざるを得ないのである。當時資本家の暴狀に對しては、何等法の取締りなく、之に對する坑夫等の報復的感情は、生活の不能に因つて一時に爆發し、遂に斯くの如き非常手段に出でしむる至つたもので、事由明瞭な

る前述の判決正本を見ても、資本家の如何に冷血で、且つ暴慢であつたか、公正なる判官の心頭にも感記された事が判る。然るに其罪の一半は、資本家即ち、使役者に在るを認めながら、之に對するの制裁なくして、單に刑法の條文に照して、罪ある被役者のみを刑罰したことは、果して妥當であるか否やを疑はしめるのである。一般の社會でさへ、日々の生活困難、特に不如意なる社會的及經濟的事情が、千百の民を驅つて、犯罪の所業に及ぶべきことを誘惑するは、刑法學者の齊しく認むる所で、何れの刑法學派に屬する人も『犯罪の社會的要素は、個人的の其れに比して頗る大なりと主張するもの之れに外ならず、更に日本の傳統的教義の上に見ても、孟子の所謂『無恒産而有恒心者、惟士爲能。若民則無恒産無恒心。苟無恒心放僻邪侈無不爲己』との格言あり、且つ管子の所謂『倉廩充而知禮節、衣食足而知榮辱』の格言あるを思はゞ、足尾暴動事件の被刑者に對し、滿腹の同情を表せざるを得ざらしめるのである。況んや刑法は人の利益を保護するを以て目的とする以上、此目的を確實に貫徹せんと欲せば、刑法は道義の定むる所と符合せなければならぬ。刑法の目的は人の利益の保護に在るも、刑罰の目的は人の利益の保護では無く、刑法の目的を貫かせんが爲めに、犯罪者に痛苦を科するに外ならぬのである。されば足尾暴動事件の結果に見れば、歴然として刑罰の目的は達せられたが、刑法の目的が達せられたのではない、と認むべき理由を發見する

のである。何となれば、資本家即ち社會的權力者が、労働者即ち社會的弱者を強壓して、殆ど動物を使役するが如く、飽く迄も自己に服従すべきものとして取扱つた所に、何等法の制裁もなく、其強壓酷使に依つて、動物化せられた労働者の、堪へ難き苦惱に反撥して、興奮激動した時に、其突發の結果を捉へられて、人としての制裁を受けしめられたこと、既に人道的矛盾であつて、人道と法律との溝壑は渡すに橋なく、其溝中に陥りし者の不幸を救ふに由なき原因の結果を齎したのである。之を刑事政策上の問題として見れば、頗る重大なる事柄として、甚だ研究の價値ある所で、犯罪の原因の何處にあるかを知り得れば、其の原因の夫々に、適應すべき方策を立てられて居なければ、法の適用に滿全を期することは出来難い。當時被告の哀訴に依つて犯罪の動機を認め、且つ使役者即ち資産家の苛酷を認めて、刑の量定をしたのは、判官の所謂、其罪を悪んで其人を悪まざるの心底を想像し得て、優に柔しき心根を推し測らるゝ所ではあるが、其所に人道の正立を會得しながら、法律の正格に當て箝めて行かねばならぬ所に無理がある。其無理のある所則ち之れを法の不備として認めねばならぬ所である。之を又司法處分より分離して、行政の區劃に移して考へて見ても、其處に何等の施設をもなかりしを知るに至つては、既に過れる治法の下に、弱者の蠢動を餘儀なくせしめられたことを悲まざるを得ないのである。

刑法の威信を保つは、社會秩序の保持に在り、人命財産の擁護に在れば、勿論足尾暴動の所罪は、正當なる政治要義の上に行はれたのであるが、彼等に切迫せる窮乏は人爲的であり、且つ彼等を威迫せる権力は非人道的であることが、彼等を驅つて犯罪の所業に誘致したことが、前後の關係に於て了知さるゝ以上、其犯罪を未然に防護し能はざりしは、司法と云はず行政と云はず、是即ち法の不備に基づく所以で、又以て國家の責任たらざるを得ない。事を思ふと共に、施設の改善を要し、法律の改廢を要すること、此時此一事例を以て、既に要求せられたる實際問題で、後年社會問題の高唱に際會して、漸く覺醒せんとする、當局の愚を笑はざるを得ず、斯くて又、之を雲烟過限した政治家の無定見をも、詰責せざるを得ないのである。

明治二十二年、欽定憲法の發布を見るに及んで、前述の如く民心の大統一が行はれ、民權又之に依つて保證せられたとは云へ、法の不備は矢張り法の不備として、結局國民の部分的不幸を爰除することは到底不能である。何となれば憲法の條章中、其の第二章に於て、臣民の權利義務を明かにせられたが「日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る」とあり、之を原則として「日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし」と規定せられ、法律は矢張り法律として適用を受けねばならず、殊に多くの法律は、殆ど悉く憲法發布前の制定に係るものであつて、就

中憲法制定前に行はれた刑法の如きは、之を適用するに獨斷裁判制度に基づき、事實認定權は又裁判官に在つて、幾多改正を行はれた今日と雖も、尙學者の論評の的となつて居る位である。勿論人民には立法參與權が與へられてあるから、法律の改廢は自ら之れを行ふべき權利があるが、さて其法律案の提出議決等の爲に、政治問題を惹起するを常とし、複雑なる世の中は、騒然たる世の中となり、正義も理智も容易に徹底するに至らずして、益々混沌たる有様である。

而かも明治四十年、足尾暴動事件の結果は、精査上、之に關係せる直接間接の坑夫千七百餘名を全部解雇し、主謀者と目すべき四十餘名を除き、其他は事件終熄後、謝罪狀を徴して漸く復職せしめ、法律の威力は反つて勞役者を屈從し、資本家をして意の如く立たしめた處に、更に注意を拂ふべきものがあり、且つ暴動事件を惹起した足尾の勞働者は、雜役夫及坑外夫を除き、悉く利害關係を同じうした坑夫の一團のみによつて起されたことに、一層の注意を拂ふべきものがある。之れを以て見ても、後年勃興し來た勞働問題の第一階梯にある事件として、政治上見逃し難き、日本に於ける顯著なる最初の事實であつたのである。

□ 勞働運動と時代進化 □

足尾労働運動の發生及原因並に其結果は、既に詳述した所の如くであるが、茲に又更に之を論究せんとするの意思は則ち労働運動對政治問題の釋明を得んとする事柄である。既に社會問題としての、足尾労働運動の性質を知つた以上は、之を解決せんとする方法、則ち政治的手段も亦社會進歩の原則に適合した、所謂社會政策の實行に俟たねば、之を解決し得ないのである。そして社會政策の實行は、法律の範疇を改善擴充して、社會の實際に適合した公法の備はるに依つて、始めて之を期待し成功し得るものと云はねばならぬ。茲に尤も注意を要すべきは、法律を以て制肘する國家的權力を以て、之に臨めよと云ふにはあらで、經濟と道德の聯衡を、法律を以て媒介し促進し、且つ其の隔離を防止し、衝動を調節する方法を執らねば、其目的を達し難いことを主張するものである。

由來労働解決の方針として、種々の學説が唱へられて居る。曰く温情主義、曰く社會改良主義、等其見地其人に依つて之を異にし、其何れを取つて以て根柢の方針を樹立すべきかを迷はしめるのである。

□個人主義 個人主義の學説に據れば、人類は總べて自己の利益を理解するが故に、此利己心を以て、一切の經濟問題を解決せしめるのが得策である。故に労働者各自の努力即ち其自助的運動に

倚らしむるの外なく、局外の干涉は不合理である。元來賃金は絶へず騰貴し、労働者の所得も亦之に伴ふて増加するに拘らず、一部の労働者が生活の困難を嘗めつゝあるは、全く彼等の智能の缺乏又は道德の頹廢に基づくもので、社會其ものゝ缺乏ではなく、要するに社會の進歩は、一に之を自然法 *Droit natural* に委すべきものであると云ふのである。

□社會主義 社會主義の學説に依れば、労働問題の發生するは現代の社會に一大缺陷がある爲めで、其缺陷は即ち、今日の經濟生活の基礎的要件を爲せる、私有財産制度と自由競争との二者で、之れが爲めに、自己労働に應じて報酬を受けることが出来ぬ。故に此二者を廢して、社會組織を根本的に改造し、一切の人間は同一の階級に立て直し、同一の労働者に平等の報酬を受けしめよと云ふに在るのである。其細目に就ては、此學説に多少の相違があつて、自由競争を全廢せよとは、各學派の一致した意見ではあるが、私有財産制度の廢止に就ては、其程度に關して異説がある。即ち共產主義の論者 *Communists* は、一切の財産私有を廢せよと主張し、集産主義者 *Collectivists* は、單に生産の手段たる財産の私有を廢せよと主張し、更に土地社會主義者 *Socialistes agraires* は土地家屋の不動産のみ私有を禁止せよと主張するのであるが、論據は一にマルクス一派の唱へた所謂労働を以て價値の淵源とするものである。

□ 温情主義 此主義の學説は、労働問題を解決するに當り、資本家對労働者を、主従關係則ち家長對家族、若くは主人對徒弟と云ふが如き關係を以て律せんとするもので、之を別に家族主義とも稱するのである。換言すれば、資本家は労働者に對して、恩惠的に其生活を保證し、労働者は其報償として、殆ど絶對的に之に隨從するを可とすと云ふに在るのである。

□ 社會改良主義 此主義は現代の社會を是認し、私有財産并に自由競争の二制度を認めて、此基礎要件によりて社會の發達を圖り、之に伴ふ弊害を矯正するの外良策はなしと主張するもので、英國に於ては社會改良主義 Social Reform と呼ばれ、獨逸に於ては、社會政策 Social Politik と稱せられて居る。尤も社會改良主義の中にも、個人主義の論者もあり、國家主義論者もありて、各國の民情に照らし取るべきもの取らざるもの、各道不適を感ずるは、又今日の實際生活の如何に依つて、自ら多少の別があることは勿論である。

以上各主義に就て研究すれば、第一の個人主義は現代社會の實狀に反する所甚大で、現代社會は労働者の無智無能不徳に依つて起つたものではなく、労働問題の發生原因を驗する時は。直ちに明瞭にする事柄で從て労働者階級の生活難を、彼等自身の責にのみ歸せしめ、之れに對して何等の保護も干渉をも加へないとする事は、非常の謬見である。第二の社會主義は、現代社會の缺陷を發見して

之を矯正せんと主張するは、個人主義に比して遙かに進歩した所の主張であるが、其矯正の方法を是認するは甚だ危險で、殊に自由競争を廢止すれば、社會の進歩は停止し、私有財産制を廢止するも、消費財産の制一は期し難く、依然として貧富の差等を免るゝ事が出來ぬ。故に其實行方法は此一の空想に過ぎずして、之を行ふこと又不可能の問題である。第三の温情主義は、現代社會を封建時代に引戻さんが如き主張で、時勢に逆行した所説たること明かで、労働者自覺の時代に於ける迂遠の沙汰と云はねばならぬ。之を單に資本家と労働者との間に存する、疎隔を緩和し得べき豫備條件と云ふに過ぎず、隨而労働問題解決の方針としては、不合理たること、又論を俟たざる所である。最後の社會改良主義は、各國の國情に順應して行はるべき主義政策の合體で、之れを取つて各國の事情を考査し、公私經濟の適當なる均衡を圖ることは、労働問題の解決に對して、最も適切の處置と云はねばならぬ。

故に説述せる所の國家法制の問題に復活して云はんに、國家が此問題の解決を計らんが爲め、其意を拂ふ所に、適當なる社會政策を實行すべき、法制の完備を要求し、以て其施政の圓滿を期せざれば、生活の根源に纏綿する、現代社會の弊害を拂拭することは出來得難いのである。是即ち時代進化に伴ふ、國家法制の改善擴充を期待する所以で、古來我國の政事は、其起源を祭事に發し、政事の執

行即制度であつて、之に教養せられたる民情は、今も尙國民性に之れを見るが如く、先天的に、公法の正義即國民の道義たりとの信念を有するは、是れ即ち我國民獨特の美點である。故に一層公法の完備を要し、完備せる法規を示して、以て國民を教導する所に、國內の社會問題解決に多大の便宜がある。されば我國民性の精致を探究し、時代の進化に後れず、速かに過らざる治政を布かば、國家之れが爲に安らかに、國民それが爲に幸福を享くるに至るのである。然るに之に反して、國民の餘儀なき自助的運動に委して、其素るゝに及んで、國家の權力之を干涉するが如きは、全く我國の歴史を無視し、國情を無視するもので、禍根遂に將來に抜き難く、貴重の國民性をして遂に潰滅に陥らしむるに至るのである。

斯く論じ來れば、人或は社會は法律を作るも、法律は社會を作るものではないと云ふかも知れぬ。然り法律は社會を作るものでないことは、吾人も亦之れを認める所ではあるが、古代の如く、人治主義を以て政治を行ひ難き現代、即ち、法治主義を以て政治を行はねば、井然たる社會の秩序も安寧も望むことの出來ぬ時代に、缺點だらけの法律を以て處せんとするの愚は、即ち愚として之を排撃せざるを得ず、前述の如く實際生活の要議たる、經濟と道德との聯衡を得せしむるに、法の權威を以てせねば、其目的を達成し難いことを認むるのである。勿論國民教育を盛にし、國民の健

全なる政治思想の發達と共に、社會進化の長短、自ら國民の目に映照認識せらるれば、公正なる輿論此處に及んで、國民全體が政治に干與し、國家の全體を擔當するに至つて、完全無缺の立法を見るに至るべけれど、斯くの如きは殆ど理想に近く、得て容易に望むべからざる事柄である。故に苟も國家の先覺者たるべき爲政者等は、卒先以て大に研究し、社會對應の大策を樹立して、多數國民を誘導扶擁するの念慮がなくてはならぬ。労働運動に伴ふ政治運動の惹起は、自ら起つて此缺點を補はんとする、一種の急進動作であることは、完全なる思慮の上に識認せらるゝ所である。近時社會奉仕の高唱せらるゝに至つた所以は、經濟と道德との離隔を防止せんとするの聲に外ならず、其窮極の目的は、完備せる法の存在に待ち、法の執行に道德的意義の托宿あらば、人道は立るに新社會の上に即位するに至るであらう。思ふは此處に至らば、足尾労働問題の如きは、其一事例たるに過ぎず、暗淡たる社會は燦然たる曙光を待つこと既に久しいのである。

爾後の足尾と勞資協調

□ 同盟會と矯風會出現 □

第一次労働運動終熄後の足尾は、果して如何なる實情に推移せし乎。労働問題一度聲を潜めて、世

人は多く足尾銅山が平靜に歸した如うに思つて居た。併し事實は全く之れに反して、驟雨の後に晴天を見るの感なく、宛も鎌首を打たれた蛇の雖伏する状に似て居た。即ち一時約一萬に近き會員を有するに至つた、彼の大日本労働同盟會も、會員激減して僅かに八百餘名となり、而も大部分は本山支部即ち製煉所の職夫で、同會の中心は全く製煉職夫の手に移つた。されど同支部は友愛會足尾支部、及全國坑夫組合足尾支部と一致團結して、行動を共にし歩調を一にし、購買會を設けて物資の供給を計り、成申會を組織して貯蓄心の涵養を企て、一人に付少きも七八十圓、多きは五百圓餘の貯金を有するが故に、其基礎も亦鞏固で、團結の堅實なるものあるが故に、鑛業所幹部も一寸と手の付け様なき状態であつた。従て各會員も亦輕舉妄動を避け、徐ろに形勢を觀望して時機の至るを待ち、捲土重來せんとするの狀勢を示し、或は今井嘉幸博士を顧問として、内部の革新を圖る筈であるとさへ傳へられた。けれども未だ具體的の方案を發表するまでには至らず、さりながら又昔日の勢力の無き悲しさは、如何とも爲し難き有様で、資本主側の組織した小瀧の共愛會及鑛友會、通洞の勞愛會、本山の大日本鑛山労働革進會等に壓倒されて、殆ど同志反噬の形となつて行つた。斯くて内部の小衝突は時々突發して、不穩の噂は一寸い一寸いと傳へられたが、七月の下旬労働同盟會の中心なる製煉課職工中、石谷徹と工手龜山龜太郎の衝突から問題を惹起し、労働同盟會の

騒起となり、遂に鑛業所に對して、石谷より始末書を徴せんとした人事課の所置を難じ、談判不調に陥つた折柄、其消息を知つた鑛夫等數百名が、群を爲して鑛業所に押し寄せ、一揉めを演じて、鑛夫渡邊平八郎、新井光藏、齋藤泰治、清水直貫、大山文一郎、石山虎吉等が足尾署に引致され、取調べの上即時放還された等の事實もあつた。此際労働同盟會は、非常の決心を以て鑛業所に對抗すべく、同月二十八日夜、其事務所に友愛會支部、坑夫組合支部の幹事を會して、左の五ヶ條の決議をなし、三團體の結合を盟約して、以て聯合會を組織したのである。

- 一、聯合會事務所を各會支部に一ヶ月交替に置く事
- 二、犠牲者救済の方法は各支部に於て後援すべき事
- 三、毎月講演會を實行すること
- 四、會員爭奪戰を全廢すること
- 五、誠首せられたるものは各支部に報告すること

即ち不穩の狀況は依然として斯くの如く繼續して居た。

是より前、鑛夫側に於て、全山鑛夫救済の目的で、購買組合を組織せられんとするや、是實に勢力の一大結合なりとして、鑛業所側も亦對策を講じ、鑛夫側の出願に後れて、鑛業所も亦購買組合

組織の願書を提出した。之に對し栃木縣廳は、鑛業所側の出願を有力と認めて、遂に之れを認可して仕舞つた。爲めに又もや兩者の紛争を惹起したが、何分にも認可權は官邊に在ること、鑛夫側は如何ともすることが出来なかつた。此時掛水の肥料商村井主殿が、一片の俠心、其間に入つて調停の勞を執り、漸く問題は解決した。それでも引續き資本家對労働者の歪み合ひは、事毎に始まる。此狀勢を看取した前記の村井主殿は、鑛業所側の方針にも飽き足らず、又労働者側の行動にも満足せず、此兩者間を取纏めんと企て、熟考深慮の末、別に矯風會を組織せんとして、趣意書及會則を起草し、鑛業所最高幹部及各労働團體幹部に提示して賛意を求めた。幸に兩者とも之に賛成したので、趣意書及會則は各労働團體に配付せられた。時は正に銅價暴落の結果、足尾銅山の維持は却々至難であるとの噂が立ち、從て鑛夫大陶汰の説さへ傳はり、全山鑛夫の心理状態は、宛も暴風の前に立つが如くで、頼るべき何物かを見出さんとする矢先である。配付された趣意書并に會則は則ち左記の如くであつた。

□趣意書 戦後に於ける社會の大勢を見るに思潮の變化財界の波瀾急變轉化し來り實業界は爲に幾多の破産者を出し労働界亦多數の失職者を生じ悲慘極まりなく各社會は適切なる施政の擁護に力め各階級共緊急救済施設の舉に出でざる可からざる時に當り吾人は同志と相謀り人道主義に立脚し相互に誼を通じて祝福し親な

舒べて救済し聊か人類として眞個の生活を實現せんとするは即ち本會を創立したる所以にして亦本會が會員を足尾銅山従業者に求めんとする一事は是れ勞資協調策の一部分を自然的に不識的に將來に亘りて解決する一助なりと信するなり夫れ人生は圓滿なる進展を要す吾人労働者は敬神の志を厚くし公平に社會の一員として天與の幸福を享有せんが爲に曩に生活の安定を企圖する共同購買會を組織し日常生活の節約を圖りつゝ尙此精神を延長して更に人生の三大事とする冠婚葬祭事を初め一般交際上の贈答の節約を爲し會員相互の親睦を計り互に祝慶吊悼し以て生活上顧念なく愉快に事業の工程能率増進及勞資相互の富源の根柢を保證し圓滿に勞資の協調を計り永遠に矯風の實を擧げんとす希くば同感の士は速かに來りて本會の徽衷を達成せしめられんことを

□矯風會々則

- 第一條 本會を足尾銅山矯風會と稱す
- 第二條 本會を足尾町の……地に置く
- 第三條 本會々員は足尾銅山従業員及本會の趣意を賛成したるものを以てす
- 第四條 本會は普通會員、特別會員、名譽會員の三種とし普通會員は一ヶ月會費金五錢特別會員は本會に對し寄附をなしたる慈善家名譽會員は本會に對し功勞あるものとす
- 第五條 本會員は相互親睦を旨とし毎月一回茶話會を開き名士を聘し講演を乞ひ又は意見の交換意思の疏通

を計り會員相互間に生じたる不慮の災害を救済し生活上顧念なく事業の工程能率増進及び勞資協調を計り永遠に相互の富の根柢に保證を確立せしむるを以て目的とす

第六條 會員は毎年一月一日山神社々前に集合し名刺交換を爲し年中敬神崇拜を誓ふ事

第七條 救済費は會費及慈善家の寄附金を以て之に充つ

第八條 會員中死亡者ある時は可成多數會葬せしむべき事但し近親者と雖も可成酒食の響應を爲さず香典返し等一切廢止するものとす出産又は婚姻の時亦同じ

第九條 本會に會長一名、副會長一名、會計一名、監査二名、各組に幹事四名顧問若干名を置く但役員は名譽職とす

第十條 役員任期は滿一ヶ年とす但再選を妨げず

議 事

第十一條 會議を定期臨時の二種とし定期會は毎年一月及び七月之を開き臨時會は本會に必要ある場合臨時開催するものとす

會 計

第十二條 會計は鐵業所會計係に囑托し出納の事務を處理せしめ毎季末に於て決算の報告をなすものとす

附 則

第十三條 本會々員にして本會の體面を汚す如き行爲ある時は再三警告を與へ若し應ぜざる時は除名則會せしむる事あるべし

と云ふのである。そして直ちに千餘名の會員を獲て、發會式を擧ぐるの手續まで整つた。併し同會が果して勞資協調の目的を達し得るや否やは疑問とされたが、問題の勃發當初より、悉く勞資對立の姿であつたが、此會の出現に依つて勞資協調への第一歩に出でんとする傾向になつた。けれども遂に同會の顯明な活動を齎らさなかつた。

茲に吾人は荒川法學士の譯文に成れる、同盟罷業運動に對する反駁並に罷工防止論たる、英國のマツカデー (Charles A. M'Curdy) 氏の説を摘録して、抗争の足尾銅山の將來を考察する資料とし度

□ 暴力防止と爭議の解決 □

マツカデー氏は、『産業不安の問題を究めんとせば、更に他の原因の存在を探らねばならぬ。それは物質的原因以外の精神的原因であつて、凡ての國家の政治的諸制度を震駭し、之れを破壊せんとする旋風が、歐洲の平和を吹き荒して居る。就中露西亞の如きは、極端な形式を取つて居るが、佛

國伊太利等にも、新經濟的暴力主義 *New economic doctrine of violence* の形式を取つて居る、英國でも未だ新名詞を有たぬが、此種の主義が行はれて居る。そして英國の大罷業の如きは、一般労働者が進歩的思想の凡ての部分について、共通なるが如き政治的見解を持して、此の事實は事態を一層困難ならしめて居る。何となれば此労働者を率ゐて、表面に立つ領袖の大部分は、社會主義者でもなく、サンヂカリストでも無い。此兩者間の思想の相違あるが爲めに、領袖は果して主動的に自ら労働階級を指導して居るか、將又彼等は餘儀なく労働者の大勢に押されて居るか、殆ど容易に見分ける事が出来ぬ。故に、其罷業も頗る危険で、而も何事をも解決する事は出来ない。されば英國民主政治に代ゆるに、労働組合の支配による政治を以てしたと假定せよ、其結果不良なるべき事は明かである。現に産業不安の一原因は、現下の労働組合の組織が非組織的にあること、職業別組合と産業別組合との拮抗、其要求の相容れざるものゝある事、直接行動主義者と議會的手段的に向はんとするものとの間の抗争、及び大なる組合内部に於ける労働階級側の思潮と、幹部の要求とを調和するの困難なる事實等は、畢竟するに現下の紛擾的要素を爲すもので、是れ又一般に認められて居る所である。

思ふに現在の危険に對する其の救済策は、暴力に非ずして教育である。公衆及政府は、労働者の主

張を能く理解することを要する。労働者が即ち事業の經營、その經濟的狀態に就て、眞實なる實狀を知らんことを要求して居るのである。労働争議解決の精神に就て、今や歐洲諸國民間には、故ステツド氏によつて唱道せられた「戦ふ前に常に仲裁せよ」といふ主義を採用するに一致した。我英國に於ても該主義を産業争議に適用すべきものと決定し、之れを國家の法典に取り入れるべき時期である。此産業争議たるや、我英國國民に取つては、外國との戦争よりも寧ろ災害である。余は労働賃金労働條件の如き事項に關して、労働階級が、仲裁主義を適用する事を以て、之を必要なりとも、又合理的なりとも主張しよふとするのではない。何となれば、是等の事項に關しては、裁判所は豫じめ之に確定せる主義を適用する規定を設ける事が可能であるし、又國際聯盟條約にも、何等かゝる主義は規定して居らないからである。餘輩の主張せんとする所、即ち是非とも採用せられんことを必要と信ずる主義はかうである。如何なる産業争議に於ても、罪なき第三者に對する損害を惹起するが如き暴行に訴ふるは、之を嚴に慎しむべく、他に訴ふべき手段なく、即ち萬策つきて早や平和的解決の道なきに至つて、始めて是認せらるべしとする主義である。若し争議の惹起せられたる場合に、之が調停を保障すべき或る機關の必要なることを、労働者の幹部が第一着に提議せるは、慶賀すべき徴候である。鐵道罷業の場合には、之れが調停の爲に彼等は進んで盡力し、最後に労働

組合の幹部十四名に依りて解決せられたのである。今や一方には、労働組合が労働者總本部より選んだものより一の機關を創設せんとし、他方には労働大臣の提議に基づく全國産業會議制の對案たる、労働者并に雇主双方より成る永久的機關の創設を見んとして居る。かゝる團體の法令上の色々の構成如何の問題、之れは抑々末である、要は公平にして且つ合理的なる機會が與へられし時には、該團體に意見の相違を調停せしめ、暴力に訴ふる事なくして、争議を解決する様、當該機關を依頼して、之れに全交渉を委ぬるの態度にある。此の先決問題を決するに非ずんば、かゝる團體の創設は無用に終る事を覺悟すべきである。予は該主義の適用を是認するに當つて、労働者側は何等失ふ所なきのみならず、寧ろ多く得るあるものと信ずるものである。畢竟するに、民主的國家に在つては、公衆の意見社會の考慮ある判斷が、事件の最終決定要素をなすものであり、又左様でなければならぬ。近世の産業争議に於て決定する事を要する事件は、一般に錯雜混淆せるもので、是等の事項の解決には、専門智識と慎重なる判斷を必要とするものであつて、或る一部の人々が考ふる如く、性急に残忍なる力の試練によりて、正當に解決せらるべき性質のものではない。然し予は英國労働者の常識に信頼するものであつて、労働者は事件解決に當つて暴力に訴ふる代りに、理性に訴ふる時に於てより能く正義が實現せられ、満足なる結果を招來するものなる事を熟知せるものと思ふ。

政治學に研鑽する事二十五年、予は一の信條に到達した。予は此の信條をば、變轉常なき政治界に於て、確乎不動に固持することを得るのである。——教育と智識、而して智識のみ能く與へ得る相互忍従と、理解ある同情こそ、人類への附き物たる、政治上社會上の害惡に對する唯一の救済策である。吾人は現に、各國の産業が經過しつゝある過渡期に際し、産業の復雜困難なる問題を正當に理解し得んが爲めに、偽らざる報告と宣傳の必要を切に感ずるものである、吾人は協調を欲す、吾人は互に社會に一員たる事實を實現せん事を欲す。即ち吾人各階級凡ての者は、其隆昌の道は、我利的にして而も何等得る所なき争闘に非ずして、相互扶助の精神に基づく理想の實現にある事を自覺せんこと、最も緊要である』と云つたのである。

吾人は全然マツカデーの理想と同感であるが、英國の國情と日本の國情及國民性の如何を考察して、取捨選擇を過らざる様に心掛けねばならぬ。要するに労働者の其の救済策は暴行に非ずして公開討論である以上、法治主義の國家は、完全なる法の制定を以て労働者を救済し、且つ社會を救済することが、現代の對策として、最も緊要と信ずるのである。之を足尾銅山の騒動に鑑みて、吾人の所論は事實の示教を適合して、過らざることを切に感ずるのである。論じて一先づ筆を擱くの時、左の如き労働事件判決の通報を接受した。嗚呼！

呪咀の足尾銅山

足尾銅毒事件の判決言渡しは、大正九年八月七日、宇都宮地方裁判所栃木支部に於て、萩原裁判長、田中雄谷兩陪席判事石塚檢事立會開廷、左の如く言渡しありたるが、二ヶ年間刑の執行を猶豫せられたる柴崎覺平、大山文一郎、草島要作、上原伊勢松の四名の外二十二名は控訴すべしと。

- 憲役二年六ヶ月 大日本鑛山労働同盟會長
- 禁錮二年六ヶ月 同會顧問
- 同 一年六ヶ月 同
- 憲役一年六ヶ月 同會會長補佐
- 同 十ヶ月 同會幹事長
- 同 十ヶ月 同會幹事
- 同 八ヶ月 同會庶務課長
- 同 十ヶ月 同會支部長
- 同 十ヶ月 同會小瀧支部長
- 同 八ヶ月 同會通洞評議員
- 同 六ヶ月 同會第二部長
- 同 六ヶ月 同會通洞一號幹事

三三

- 松 業 經 壽
- 網 島 正 興
- 福 田 秀 一
- 京 谷 周 一
- 高 野 松 太 郎
- 高 梨 二 男
- 川 出 保 藏
- 吉 田 廣 吉
- 關 家 博
- 河 村 義 彌
- 四 山 政 彌
- 藤 科 延 一

- 同 八ヶ月 同會通洞十二號飯場幹事義雄事
- 同 六ヶ月(二年間執行猶豫) 同會本部會計
- 同 八ヶ月 同會通洞部幹事
- 同 六ヶ月 同會十六號飯場幹事
- 同 八ヶ月 同會本部製煉部長
- 同 十ヶ月 同會新聞販賣係
- 同 八ヶ月 同會小織支部長
- 同 八ヶ月 同會通洞部幹事
- 同 六ヶ月(二ヶ年間執行猶豫) 同會支部製煉部幹事長
- 同 六ヶ月(同) 同會小瀧支部幹事
- 同 十ヶ月 同會工作課幹事長
- 同 八ヶ月 同會電氣保線課評議員
- 同 六ヶ月(二年間執行猶豫) 同會懲罰委員
- 同 八ヶ月

- 可 見 吉 雄
- 柴 崎 覺 平
- 青 柳 金 一 郎
- 水 橋 新 彌
- 石 山 寅 吉
- 黒 澤 伸 三 郎
- 田 中 直 吉
- 青 木 清
- 大 山 文 一 郎
- 草 島 要 作
- 石 黒 要 之 助
- 荒 井 安 吉
- 上 原 伊 勢 松
- 田 中 利 勝

爾後の足尾と勞資協調

三三九

労働問題の捲土重來

□ 労働團體の消長と再舉 □

大正八年九月一日に創立した大日本鑛山労働同盟會も、其前既に組織された大日本労働總同盟友愛會足尾支部も、労働運動の根幹となつて、正味二十八ヶ條の要求條件を提げ、足尾鑛業所へ迫つた同盟會長松葉鏗壽等、幹部二十餘名の收監者を出すに至つて、其團體の崩壊を餘儀なくされた。何れの時代でも何れの結合でも、其中心が無くなると惨めなものである。されば其主唱者を失ふた同盟會の結束が、日に日に弛緩して其存在を危くし、其維持を保つことの出来なくなつたのは止むを得ない。これと一律一體の友愛會も、亦其消長を共にせざるを得なかつた。併し友愛會の幹部連は、此狀勢を救出すると共に、足尾銅山の鑛夫を自己勢力の範圍内に抱擁すべく、此處に新たな運動を開始して、同會幹部の一人たる麻生久等が、屢々登山畫策する様になつて來た。之と殆んど時を同うし、大正九年九月上旬、東京に於て、同盟會は全國坑夫組合と共に、友愛會と合同する事になつた。そして『全日本鑛夫總聯合會』と銘打つて世にあらはれた。前記麻生久は、棚橋小虎等と同會の理事となつたのである。斯くて曩に同盟會の牛耳を握つた、網島正興や福田秀一等は、愈よ

無關係となつて、全然其勢力を友愛會に乗取られて仕舞ひ、足尾は即ち全日本鑛夫總聯合會の支部となつて仕舞つたのである。けれども未だ全國坑夫組合足尾支部だけは、其傘下に入らずして峙立して居た。其原因は、諸種感情上の齟齬もあつたが、又他の主たる原因は、鑛業所側の牽制運動に依る事は、第二爭議の前途、同組合會員の會費徵收の如き、鑛業所の方で便宜を計り、賃金から振替で取り立て、居たことを見ても判る。此の狀勢で、第二爭議以前、即ち労働運動再舉前の労働者團體は、左記の如きものゝ存立を認められた。

一、全國鑛夫總聯合會足尾聯合會通洞支部 創立大正九年九月二十八日 會員數約五百名

一、同 本山支部 創立大正九年九月二十九日 會員數約六百名

一、同 小瀧支部 創立大正九年九月三十日 會員數約三百名

一、全國坑夫組合足尾支部 創立大正八年十月七日 會員數三百二十名

右の外鑛業所との諒解の下に出來て居た、所謂御用組合なるものに、採鑛夫組合と共愛會と云ふ

ものがあり、前者は名儀上全山鑛夫を以て組織し、後者は小瀧を本據とした所のものである。

以上の如く、足尾聯合會員の總數約千五百名と號されて居るが、事實上會費を納付する者は、一千名内外であつて、就中會の爲めに熱心なる者は、二百名内外に過ぎない。爾餘の會員は皆大正八年十一月の事件に關係した者、及び之が爲めに解雇された所謂幹部員等で、頻りに會員の結束に努めた結果、不本意ながら附和隨行して居るものが多い實狀であつた。けれども尙、前争議時に於ける宿怨の増嵩と、不景氣來の爲め執りつゝある會社側の方針に對する不平とが、彼等の運動を支持する主なる原因となつた。のみならず、全国各地に於ける労働運動未だ凋落せずして、更に激越の度を加へつゝある實情とが、彼等の心理をして再生を夢想せしむるに充分であつた。

當時尙全国各地に於ける労働運動の實相を見れば、大正九年十一月二十五日、石川縣の尾小屋、阿手、波佐羅、五國寺の四部よりなる能美聯合會は、相提携して同盟罷工を敢行した。即ち同年春同盟罷工の結果獲得した條件の、同年九月に入つて、不景氣の名の下に、會社が之を破棄したのを憤慨し、一週日の罷業の後、遂に會社が其苦衷を労働者に披瀝するに至り、九ヶ條の要求承認となつて罷業は終熄した。之れと殆んど時を同じうして、九州香焼炭鑛にも罷業が勃發した。其原因は會社側の組合壓迫に端を發し、十一月二十九日より罷業が開始されて、十二月一日の夜半暴動と化

し、爲めに獄に投ぜらるゝもの、今村某等七十餘名に達したのである。而も是等の情報を耳底に存して未だ忘れざる内、雪深き北海の天地にも亦大罷業が始まつた。大正十年の春一月、我國炭鑛界の覇者と稱せらるゝ、北海道炭鑛汽船株式會社は、矢張り財界不況の名の下に、所屬鑛區一齊に、労働者の賃銀二割方の低下を發表した。時に同鑛山の鑛夫組合は、發生後僅かに二年を経過するに過ぎず、而も同鑛區中の眞谷地、登川、楓の諸支部は、其産聲を擧げてから一二月を過ぎたに拘らず、會社の處置に對して不當也との心理が一致して、先づ以て眞谷地の支部が敢然起つて反抗したのである。引續き登川、楓の兩支部起つに及んで、問題は漸く重大となり、夕張炭田は爲めに沸騰して、如何なる事態を惹起せんも測り難きに至つた。流石頑強の會社側も遂に屈して、労働者提擧の幾多條件を容れて、二ヶ月餘に亘つて同事件は漸く終熄した。其影響は又空知、歌志内の炭田にも波及し、雪の北海全道燎原の火の如くに、此種運動が燃え擴げられたのである。

斯くて北海の争議漸く解結して、未だ其餘燼の消えざるに、早くも労働運動のローマたる足尾に、高く狼烟の揚る機運を馴致して、會社に對する反感は煽りに煽られ、日一日と險惡の風潮に乗り掛けて行つたのである。

丁度此時、大正十年三月十日に東京なる聯合會本部から、理事坂口義治と上原愛一の兩名が足尾

に登つた。そして夕張炭鑛に於ける同盟罷工の経過報告と稱し、同日の午後七時から通洞支部の主催として、足尾館で講演會を開催した。來り集る聴衆は約四百名であつたが、翌十二日も亦午後七時から、本山支部主催として城崎座で、其又翌十三日にも、小瀧支部主催で講演會を開いた。彼れ坂口は、即ち同報告演説中、夕張炭鑛に於ける同盟罷工の大勝利を得たと稱して、聴衆の喝采を博し、之れと共に聴衆一同即ち労働者全體に、多大の興奮を與へて、此處に足尾労働事件の捲土重來を企畫せしむるの導火線を拵へたのである。

偶々、三月十四日午前八時前後、通洞坑内第十五區坑夫約五十名が、坑内の元年樋に集つて、賃銀問題に關して協議した。之を見た現場係員は、直ちに諭示就業せしめたのに對して、過敏の神經を研いで居た労働者は、遂に前記の導火線に火を點じて仕舞つた。即ち同夜午後七時から、聯合會足尾支部に役員會を開き、高梨二男外七十五名が會合して、労働運動の再舉を協議し、愈々運動開始の手筈を決定したのであつた。

□ 計畫の進行と要求條件 □

一日を隔てた十六日の午前十一時から、通洞金田座に於て通洞支部大會が開かれ、會者三百六十

餘名、可兒義雄を座長として、鑛業所に對する八ヶ條の要求條件を、豫て役員會に於て決議した旨を報告した。そして之を鑛業所に對して提出するの可否を、投票によつて決することゝして、投票の結果は三百二十二名の多數を制したのである。之を決するや又直ちに、各飯場から二名宛、都合二十名の實行委員を選定する事として、三月二十一日を期し之を提出する事、運動資金として約一千圓を濺出すべく、各會員から三圓宛を徴し、同月二十日迄に取纏めること、尙運動の一手段として、講演會、役員會、會員大會等を屢々開會し、會員の離散を防ぎ、且つ其結束を固うし、之と共に大に氣勢を昂ぐるに努め、一方官憲の壓迫を避くるの方法を講ずること等を申合せ、用意を周到にして運動の徹底する迄は、一糸亂れずの態度を以て、持久の策に出づるの覺悟を定めた。所謂八ヶ條の要求條件は左の如くである。

第一條 團結權を認め爾後労働條件の維持及改善は本組合と協議決定をなすの件

第二條 最低賃銀を一日一圓八十錢となすの件

第三條 坑口八時間制實施の件、但し六時間制の個所も亦同じ

第四條 勤續慰勞手當金は從來五年以上の勤續者にのみ支給せるも三年以上の勤續者に支給する事とし且つ退職の際は其理由の如何を問はず支給なさしむるの件

第五條 元二類夫の勤続年數を使役年月に溯りて起算する事

第六條 鑛務上より起る「ヨロケ」等の疾病に對して施療及び扶助を爲すの件

第七條 附屬病院内に接骨醫を設くる件

第八條 公休日に本番賃銀を支給する件

通洞支部に於て第一着に決議を爲すや、本山支部に於ても、其の贊否を一般の會員に諮るべく、翌十七日午後九時から、本山支部樓上に役員會を開いた。同夜石山寅吉が座長となつて、八ヶ條の要求條件提出の事を決議し、通洞支部も同様の決議をした。そして十八日城崎座に於て大會を開催し、三百八十餘名の參集中、千田房次が座長となつて、同様投票により可否を決した結果、三百七十六名の大多數で、運動開始の事に決定した。此夜通洞支部に於ては、實行委員二十名を擧げ、運動費調達之事、犠牲者に對する救護の事、犠牲者の家族に對する救済の事等を決議し、小瀧支部に於ても亦役員會を開いて、運動費一圓五十錢宛を徵集し、通洞支部に應援する事に決したのである。

全山の形勢は稍緊張し掛けたが、未だ全く熱火の度と認むるには到らぬ。常に運動の主唱者たる通洞支部のみは、發動的に種々畫策し、本山支部之に共鳴して居るが、小瀧支部は前記役員會で決議したとは云ふものゝ、鑛業所の御用組合が深く根を張つて居る處だけに、會員は小數、而も近來内部

の動搖を來して、結束も鞏固ならざるが故に、一向氣勢の昂るのを見受けなかつた。併し何れにしても三山の各支部は、斯くの如くして同一歩調を取る事となつたので、漸次運動を進行したのである。所が又一面鑛夫等の心理には、經濟界の不況時殊に銅價暴落の折、該運動の好機に非ざるを氣闘ひ、或は又幹部等の自家擁護の爲め、偶發的事實を機會として計畫したものでないかとの疑心等があつて、運動資金の徵收には甚だ困難の情況があり、遂に二十日の期限迄に、調達することは不能であつた。故に通洞では其期限を三月一杯として、小瀧では三ヶ月分納とし、本山方面では期限を定めずして、成るべく早く取纏めることゝした。如上の狀況で、決議の三月二十一日には、要求條件の提出を見るに至らずして経過した。

兎に角再擧は畫策されたが、未だ緊張味を缺いて居る。時に聯合會に合同を拒否した、全國坑夫組合支部が、聯合會の氣勢に漸く動かされて、二十一日の夜、役員會を開いて應援を爲すことに決し、一方聯合會が本部の指導を仰ぐべく、翌二十二日高梨を上京せしむるに際し、坑夫組合支部も亦本部の指揮を仰ぐべく、幹事片山正眞を同伴上京せしめた。此に於て足尾の労働者團體は、全部同一の行動を以て鑛業所に對抗することゝなつて、全山の空氣が漸く緊張して來たのである。

斯くて二十二日上京した兩名は二十三日歸山し、二十五日午後七時から間藤城崎座で、聯合會三

山支部並に坑夫組合支部の役員大會を開いた。會するもの約百名、高梨、片山の兩名が、各其本部は古河本店へ、各其支部は足尾鑛業所へ、兩々互に連絡提携して要求を爲し、以て目的の貫徹に努むる事と爲せし旨を報告し、之と同時に、運動本部を通洞支部に置く事、運動基金は會員一人金一圓宛、二十八日迄運動本部に納入の事、會員外寄附金は積立て置くこと、會員より徴收せる金三圓の内一圓は基金に、他は各支部に於て保護すること、運動費豫算は千百五十四圓となすこと、及び要求條件は三十一日午前十時とし、實行委員三名を選び之に當らしむること等を決し、更に交渉不調の場合の態度は、投票によりて決定することとし、投票の結果、同盟罷業を可とするもの五十五、否とするもの三十四にて、結局同盟罷業を以て對抗することに決定したのである。

□ 要求條件提出と怠業 □

三十日午後七時二十分通洞驛着にて、麻生理事が本部より登山した。示威を兼ねて出迎の爲め、會員は奔々と驛へ詰掛け、驛の内外は是等を以て埋められた。萬歳聲裡に降車した麻生理事は、暫時支部に立寄りて挨拶を述べ、直ちに城崎座へ赴いて一場の演説を試みた。當夜の會衆千名餘、熱狂の裡に演説會が済んで、幹部連は支部へと引揚げた。翌三十一日となつて全國坑夫組合の石塚信造が登

山した。

愈々要求條件提出の三十一日は來たが、一般の氣勢は未だ幹部の豫期通り揚らない。之が爲めに遂に其提出を見ずして済んだ。此夜通洞足尾館に於て講演會を開き、大に氣勢を昂ぐることに努めた。翌四月一日となり、小瀧支部に於て又講演會を開いたが、此日も要求條件を提出するに至らず、幹部の間種々の意見があつて、結局翌二日に提出することに決定した。

一方鑛業所側の實情を観るに、前年來の財界の不況の爲めに、尠からぬ痛手を受けて、漸次事業の縮少を計つて來たが、銅價の低落は依然として續き、内部組織を變更し、或は又多少政策的の意味も含むにせよ、從來の宏壯なる事務所は、之を足利市役所の廳舎に賣却する等のことまでもやつて、所長以下全部、通洞のバラツクに移つて執務して居る。此分では早晚、多數勞働者の解雇をせねばならぬ事情に迫られて居たらしい。

丁度此日午後一時、可兒、關家、千田、高梨等實行委員並に員外團十數名が、鑛業所を訪れて所長に面會を求め、例の八ヶ條の要求條件を提出したのである。然るに鑛業所長は、之を一見の上拒絶して仕舞つた。委員等は悲憤の色を面に引揚げ、麻生理事等と協議の上、足尾署を尋ねて署長に面接し、其事情を開陳した。其足で町長をも訪れ、専ら鑛業所の不誠意を訴へた。此時實行委員等は、

今一度鑛業所が、労働者團體の意見を聞く様斡旋せられ度しと申込んだ。そこで警察署は其旨を鑛業所へ通じたところ、鑛業所では「要求者に會ふべき眞意を有して居たが、關係者以外の聲援があるので拒絶した。若し労働者にして要求する事項があれば、鑛業所各方面の主任者を経て欲しい」との返答をした。實行委員等は其旨を諒として、警察から引取つたのであつた。斯くて翌三日本山通洞小瀧とも、各其事務所に對して要求條件を提出したが、何れも之を拒絶されて仕舞つた。

前夜來の雨尙降り歇まず風さへ加はり、全山の空氣險惡の裡に、此人事上の出來事があつた。同夜城崎座で開いた演説會は、爲めに運動再舉以來第一の活氣を呈して來た。同演説會を終るや、通洞の運動本部に於て、聯合會最高幹部會を開き、對抗策に就き凝議の結果、左の決議をしたのである。

- 一、明四日より三山に亘りて會員の擴張に努め尙運動基金の未納分を徴收する事
- 二、四日より徐々怠業を爲すこと
- 三、倉庫日用品は手一杯に引溜め餘分を貯藏して戰闘準備を爲す事
- 四、講演會は先づ打切る事
- 五、不日三山實行委員會を開催して更に態度を決定する事、並に各自自重して時期到來せば同盟罷業を執行し尙要求容れられざる場合には自由行動に委する事

- 六、麻生理事は足尾警察署長に面接して此日迄の經過を述べ諒解を得置く事
- 續いて翌四日通洞支部に於て聯合會幹部員の協議會を開き、次の事項を協議決定した。
- 一、五日三山の役員大會を開催して今後の運動方法を協定する事
 - 二、麻生理事は一先づ歸京し九日頃本部最高幹部の多數應援者と共に再び來山する事
 - 三、十日より三山に亘りて大示威運動を行ひ講演會を開く事
 - 四、次回に於ける要求條件提出は東京本店と足尾鑛業所に對し同時に實行する事

(以上の外略す)

斯くて翌五日になつて、午後七時から通洞支部に於て、三山役員聯合大會が開かれ、此席上に於て愈々怠業の決議をした。

怠業 決議

- 一、本月十五日より二十日迄の期間に各山に亘り運動基金を徴收する事
- 二、明後七日より全山一齊に怠業をなす事
- 三、明六日各支部に於て會員大會を開き怠業を實行する事に決定せる旨を周知せしむる事
- 四、來る十日各支部會員は午前七時出發同十一時迄に通洞本部に集合し一同同所を發し本山小瀧

を通過し本部に戻りて解散する事 (示威運動)

五、明後七日宣傳委員六名は二人一組となり足尾相生間の各村に宣傳を爲す事
六、員外團員に手當を支給する事但し本件は最高幹部に一任する事

充分の手筈は最早や定められて、麻生理事は同日通洞發歸京した。後れて又同日石塚等も歸京した。翌六日、此役員大會の決議に基いて、午後六時から通洞、本山、小瀧の各支部で會員大會を開き、怠業の件示威運動の件を議決した。會する者本山約一千名、通洞二百名、小瀧百名であつた。既定の計畫は斯くの如くして實行の歩を進め、宣傳書は既に各地に撒付されて、怠業は事實上全山に行はれ、更に十日の大示威運動を今や遅しと待ち構へた。此狀勢を看取した足尾警察署は、公安維持の爲めとあつて、警告的揭示を爲し、又鑛業所に對しても、五日の要求條件に關する所見、又は之に對する方針の發表を注意した。何となれば、労働者の計畫は積極的に進行し、最早や多數の新聞記者が登山したに拘らず、足尾鑛業所は何等の發表をも爲さず、却つて反抗心を強める如く、徒らに群衆心理の沸騰に委するのみであつたからだ。

□ 鑛業所の態度と敲首斷行 □

尤も足尾鑛業所に於ては、二日八ヶ條の要求提出を拒絶すると同時に、次の揭示を各坑口に張り出して居たのである。

「本日足尾鑛業所の従業員約三千人の代表の名義にてかねて世間に傳へられて居るが如き要求條件の提出ありたる處右は當所としては出來難き事、又は當所機關に於て夫々詮議を経たるものなるを以て之を斷りたり。従業員一般の福祉に就ては怠らず考慮し決して人後に落ちざりし事は當所の期する處なり。既に注意を發しおきたる通り諸君決して輕擧せらるゝ事なきを望む」

以上の張り出しのみでは、素より鑛業所の眞意を疑はれざるを得なかつた。然るに翌四月七日に古河合名會社の重役佐々木敏行、上野憲一、足尾鑛業所人事課長廣井義臣の三名が、栃木縣廳を訪ねて大森警察部長に會ひ、多數労働者解雇の止むを得ざる事情を陳辯し、そして労働者に對して頗る強硬の態度を示して居た。翌八日の早朝、最早や労働者の耳へば、此日敲首の斷行せらるべき形勢であることが聞へたので、運動本部では直ちに本山に打電すると共に、本山小瀧の幹部を呼び寄せて對應策を協議し、檄文を用意して出坑の坑夫等に配付した。

八日は不安の裡に暮れて、既に九時に垂んとする頃、果せる哉三山一齊に大敲首が發表された。其數三百三十七名、其中の多くは聯合會の幹部であつた。そして解雇通告書と共に手當額計算書を封

呪咀の足尾銅山

二五四

入し、親展として各世話役の手から配付されたのである。

本山採鑛所屬	百十三人	通洞採鑛所屬	百三十六人
小瀧採鑛所屬	五十二人	製煉所屬	二十二二人
水烟所屬	六人	用度所屬	八人
合計	三百三十七人		

是等被首者に對する解職手当其他は次の通りである。

- (イ) 解職手当は本番賃金二週間分
- (ロ) 勤続慰勞手当
- (ハ) 支給年限(五年以上)に達したる者には同規定により七十日分以上
- (ニ) 支給年限に達せざる者には平均一ヶ月分
- (ホ) 四月分修繕料(家賃の意味)免除
- (ヘ) 共救義會費(金二十五錢)入浴料(一日一回金五厘)及小學校授業料を免除す
- (ヘ) 作業用品は實費買上希望に應ず
- (ヘ) 米味噌は二回分丈け希望に應ず

前記三百三十七人の被首者中、聯合組會員百五十九人、坑夫組會員五十八人を算し、而も其れ等は労働者團體側からすれば、熱心な會員であり、従つて鑛業所側よりすれば厄介者である所に最も注意を要する。勿論鑛業所は労働者の紛騒を抑止し、之を機會に一網打盡的に淘汰し、以て向後の禍根を絶ち、爾餘の労働者を威嚇せんとしたことを推知するに難からぬ。

併し併し、其態度たるや餘りに淺薄であり、却つて労働者の決意を固うし、反抗心を唆つて、更に一層の險惡さを煽つて來た。縣當局は鑛業所の態度の強固なるを知るや、多少の動搖を豫期して臨時警備隊を組織し、警視置場軍藏と警備隊長とし、高等課長佐藤孫右衛門を參謀長とし、又非常の場合を慮り、憲兵派遣準備に付、話を以て警保局長に申達し、宇都宮憲兵隊長と協定決行し得る職の手續を了した。

復職運動と同情罷業

鑛業所の被首断行に依る攻勢態度に、九日の足尾全山は險惡の空氣を漲らせ、午前七時半頃被首されし者數十名宛衆團を爲して、三山の各坑口に出掛け、支部旗を擁して入口坑夫に對する暗示的の入口阻止を試みた。其衆團の者等は、一々舊友に訣別の挨拶をするのだと云つて出掛けたのであ

る。そして是等の衆團は、一先づ警官の警告に由つて、退散の止む無きに至つたが、更に之が爲め緊張の度を一層強め來つたのであつた。

丁度午前八時同運動と共に、本山方面(二ノ方)に入坑した坑夫約六百名は、解雇者に同情して、義理合上就業することが出来ぬと、寄々協議の上、三々五々見張所に集り、出坑の許可を迫つてワイ／＼騒ぎ立てた。斯くて再三の注意勧告を受けても遂に就業せず、午後零時頃から續々出坑して、隊伍を組んで聯合會支部に集合した。此日正午十二時から同支部で誠首者大會を開き、先づ第一着に復職運動を起す事、會社にして若し聞き入れなかつた場合には、解雇手當の増額を迫る事を決議するのであつた。即ち前記本山出坑の坑夫は、作業を中止して坑内着の儘、二列縦隊となつて警官監視の中を貫き、昂然として右の大會に赴いたので、事態は急を告げ人心は興奮し、労働者の氣勢は實に侮り難きに至つたのである。

此時勢に乗じた坑夫の衆團が、更に前進して山神社を參拜すると稱し、正しく示威運動を試みんとする状態であるので、篠崎足尾署長が狩野次席警部と共に通洞支部前に出張し、熱心説示した結果、午後二時半頃一同は任意退散した。坑夫等の退散は其真正の任意では無く、警察當局が職權を以て解散を命ぜんとするの氣色を認め、結局退散を餘儀なくせられた事も事實である。所が此時こ

そ實に極めて微妙な時機で、警察、労働者、又は鑛業所の其何れかの手落で、一寸でも行り損へば、直ちに取り返へしの附かぬ大衝突が、必然的に生ずる情勢の下にあつた。前夜の誠首斷行で労働者が殺氣立つて居る。又労働者の大部は直ぐ坑内から來たので、泥の付いた坑内着の儘であり、且つは坑内から密かに持ち出したダイナマイトも有つて居たであらう。加ふるに押しかけた場所は、直ぐ鑛業所の間近であつた。而も一方足尾署への應援巡査は僅かに五十名丈で、其れも三山に配置して居たが爲めに、警戒力は甚だ手薄であつたのだ。

其夜七時二十分、東京本部から麻生石塚高島の三名が、通洞驛着列車で登山した。之を迎へた鑛夫約一千名、各支部旗を先登に、手に手に提灯を翳し、口々に労働歌を高唱しつゝ驛前へ蟻集した。箱から吐き出された麻生は一場の挨拶を試み、萬歳高唱の後各部共其所屬部に引揚げた。勿論各山の支部幹部並に坑夫組合の幹部員等は、通洞支部なる運動本部に集合して、密議を凝らしたのである。

此夜九時半頃、足尾署では運動本部の幹事を召致して、屋外集合と示威運動を禁止し、不穩に亘らざる限りの屋内集會は差支無いと注意した。同席上に於て麻生理事は左の意志を表明した相だ。少くとも幹部は一昨年の労働争議で、會社の良に懸つたのだから、此度は決して暴行等の擧に出

ない様努力する。今回古河は實に思ひ切つた醜首をした、會員中の幹部と云ふ者は一人も残らずやつつたのだ。斯く背水の陣を布いて臨んで居る以上は、我々としても死力を盡して闘はねばならぬ。東京では各資本家が皆古河に確かりやつて呉れと聲援して居る。今度足尾で労働者を打ち敗して呉れれば、吾々の方でも一齊にやつつけるからと云ふて居る。労働者としても、足尾で敗れるのは全國に於て敗れることになるのだから、飽く迄も對抗する。従つて此労働運動は長引くであらう。

□労働者の對策と家族大會□

醜首斷行の處置を怒る坑夫の心理は、當初要求の八ヶ條を打ち忘れた如く、運動の方法は抗争を主眼とする様に變化した。そして彼等は一齊に人道問題を絶叫して、之を唯一の宣傳の題目として起つた。九日午後一時から通洞支部で開いた醜首者の相談會で

- 一、各飯場より二名宛の實行委員を擧げて（一名は醜首者一名は現職者）鑛業所に復職運動を爲すこと
- 二、若し復職不可の場合は一昨年解雇當時と同様の手當を支給すべく運動すること

三、向ふ三十日間の米味噌を貸下げらるゝこと

を決議したが、此日の夜、在郷軍人通洞分會砂畑支會では、會員三十名會合して、醜首者中に交はる砂畑支會長若林松介以下十二名に同情し、是亦鑛業所に對し復職運動を決議するなど、醜首問題は鑛業所にとつて、不利な心證を與へて來た傾向を認むる様になつた。

十日午後二時から城崎座で講演會が開かれ、會衆二千名、復職運動の決議を行ひ、席上麻生、赤松、加藤、石塚等多數起つて、鑛業所の横暴を叱咤した。此日から本山方面は全部同情罷業を決行したが、十一日午後一時から、警察の斡旋で借りた金田座で三山労働大會を開き、専ら氣勢を煽つて講演を試むると共に、一方實行委員二十名を擧げて鑛業所に迫らしめた。併しながら會社は常に強固に、其要求の凡てを拒絶した。

今や形勢悪化の傾向がある。此日も亦足尾署では、労働幹部を同署に召致して警告を與へ、一面急轉直下の事象を豫想して憲兵の派遣を要求し、内外の配慮を怠らなかつたのである。一方鑛業所側は一般労働者の動搖を憂ひて、印刷物を配付して鎮撫に努めたが、斯程迄になつて來たのに、矢張り何處迄も頑張り通す氣勢を示して居た。

超えて十二日、醜首者家族大會で、日本労働運動史上に未曾有の擧が、本山城崎座で開かれた。

會する者誠首者の家族約三百名、其他労働者を加へて約千二百名と註せられた。悲痛凄惨の言句は、誠首者の家族子女並に労働者に依つて吐かれ、左の三項の決議をした。

- 一、誠首者家族全部鑛業所に到り復職歎願を爲す事
- 二、鑛業所に於て解決せざるときは東京古河本店に赴き尙ほ古河夫人に歎願する事
- 三、本日を以て誠首者家族大運動を爲す事

同會席上最後に、麻生理事起つて激勸の演説を試み、午後二時閉會を告げたが、語る者も聞く者も、一同皆眼を眞赤に泣きはらして居た。當日の光景を報道した東京日々新聞の一節は左記の如くである。

石山支部長が座長席に就いて一口二口挨拶を述べると、阿部春次と云ふ人の妻女が起つて「皆さん」と一口叫ぶと、廣い前垂を顔に押當て、聲を擧げて泣いた。背中の子供が泣く、懐ろの子供が火の付様に泣く、同女は「私は昨日倉庫品貸下所に米を貰ひに行くと言つた者に通帳で米が渡せるかと云つて土間へ叩き付けられました、古河さんはこんなに薄情でせうか」と云つて居る間に、七歳位の女の子が沙場にチヨコ〜と上つて来て「皆さん」と一口言つては泣く、子供は云ふ「私のお父さんは病氣の所を首を減らされたので、之からお父さんと二人でどつして。おまんまが食べられませう、お父さんは病氣で働けのです」此子の父は

永い間病床に横はり親子二人で僅な會社の貸下米で生きて居たのだ。今父は誠首され長屋は此十五日限り追はれるのだといふ、子供の話に警視廳特派の榎原警部補を始め、一座の警官は皆面を蔽ふて居る。柿崎忠次郎と云ふ人の妻女は、子供を背負つて演壇に起つた「皆さん今度の事は餘り無残です、所長さんに掛合つてそれがわからなければ奥さんの所に押掛けませう、古河さんは鬼神でも奥様迄鬼ではありますまい、押掛けて行つてそれでも聴かなければ、古河さんの玄關で皆で餓死して、人の怨の恐い事を知らして上げませう」と結んで涙で喉を詰らせながら、一口毎に咽び上げる。惻々たる叫びには満堂の男も聲を擧げて泣くより外なかつた。通洞の森よれ子と云ふ人は六十近い氣丈な老婦人で「私の夫は病氣になつて首になつた僅かな路銀を買つて何處へ行かれました、皆さんや警察のお方も同情して下さい、私共は鑛業所に行つてお願ひしませう」と云ふ。村上さく子と云ふ人は「私の亭主は永らく寢て居る。病氣はヨロケ（鑛山病の一種）でもう長い事はありますまい、死ぬなら國の土になりたいと思つて先月お暇を願ひました所、寒いから待てと仰しやる、成程さうだ四月か五月になれば薄着で旅も出来ると思つて延ばして居ると、先月二十五日事務所から召喚され會計係の新井と云ふ人からお前の亭主が労働運動をして居るから慎めとの話、私の亭主は労働運動の出来る體でない、犬を連れて散歩には出るが夫は持病の腦病が少しでも良くなるとの私の心づかひですのに、プア〜歩く閑持だから労働運動をすると認むるとて叱られるとは何事か、其翌日亭主に藥を服ませる爲め貯金を下げに行くと、一時間も待たした揚句「喧しいナイ」と通帳を土間に叩き付けられた、さうして

八日に首になつたのです、それでお金が二十一圓しか貰へない、去年は会社の仕事で指を一本無くした、指が無くなれば会社から金が貰へることは百も承知であるが、タツタ一人の指を鑛業所に履つて貰ひ度いばかりに、今日迄黙つて居たのです、私共はモウ決心しました、もう何でもしろ、警丈は打つて見せる」と泣いた。石も叫ばん悲痛な告白である。土井清子といふ婦人の背には、瀕死の赤ん坊が負はれて居た、赤ん坊はグツグツと首を垂れて目を明く力さへ無い、清子は逃べる『私には九つを頭に五人の子供が居る。私の家の米櫃には此三日といふものは一粒の米も無い、今日歸つたら子供に何を食はせたものか、私は餓ゑても子供丈けには何とかしてやり度い、私と古河の奥さんとは貧乏と金持の差はあつても、子の可愛いさに變りはあるまい、背中の子供が死んだら私はドコに埋めようか……私の乳は物を食べないから出ないし……』後は涙に吞まれた。齋藤善郎と云ふ六十の老人は『古河さんがヒドイ事さへ爲さなければ、私は笑つて極樂へ行けるのに、此恨みを受けた私は、死んでも行く處へ行かれない』と地團太踏んだ。

□婦人連の嘆願と全山罷業□

十二日の犠首者家族大會が済むと、列席した家族連や労働者が隊を爲して通洞の運動本部へ來た、其處で犠首者の家族中から婦人委員十名を擧げ、男子六名附添つて鑛業所に赴き、松本所長に面會

を求めた。所長代理として佐竹經理課長廣井人事課長之に會見したが、附添の一人から『昨日復職を求めたが却下された爲め、婦人方が窮狀を訴へて、是非復職させて貰ひ度い旨を嘆願に出しました』と述べた。そして婦人委員等も吳々窮狀を訴へたのである。併し佐竹課長は『什麼話されても仕方が無い』と拒絶したので、附添人の一人は『人間らしき返答せよ』と激語した。此時杉本所長は別室に入り來て『判りましたら御歸りを願います』云々と挨拶し、憤怒の中に止むを得ず委員等は引揚げ、通洞成田山境内に集り、吉左右如何にと待構へた集團に其由報告した。丁度日も將に暮れんとする午後五時、婦人委員等の報告を聞いて一同は激昂し、旗の槍は横に倒されて、あはや一大事を惹起せん形勢に、警戒の警官隊は努力して阻止し、労働幹部が怒れる群集を制御するに『勘忍袋々々々』の標語を以てし、喧囂の裡に漸く支部に引揚げ、幸に事無きを得たものゝ、其れは全く嵐の前の静けさに彷彿たるものがあつた。

而も此混亂裡に乘じ、社會主義者や注意人物の來山する者が漸く多くなつて、家族大會の白熱中に、不穩の宣傳ビラを撒布した高尾平兵衛外三名が檢舉され、警備の配置は益々複雑を要する事になつて、憲兵將校以下十一名の登山をさへ見、或は深刻なる直接行動の絶無を保し難き危険を感じて來た。

斯くなつて運動本部に於ける労働者は、今回の要求條件及誠首問題に對して盛んに宣傳を試み、そして第三者の批判を乞ふと稱して、足尾所在の各官公衙並に登山せる各新聞記者、其他の關係者に對し、同日招待狀を發し、十三日通洞本部に十餘名の參集者を迎へた。運動本部より麻生、石塚其他三山支部長外幹事凡て十數名出席、事件經過報告書を配布して、麻生から一々説明を試み、大に諒解を求むるに努めた。此會合中に加はつた東京鑛山局から來山の鑛山監督官補と麻生との間に、種々の問答さへ試みられたのだ。

聽て右の報告會終了後、三山聯合會最高幹部會を開催し、次の件々を決議して攻勢防禦の策を講じたのである。

- 一、糧食停止の件。若し停止せば大舉事務所に押しかけ談判すべし
- 二、賃銀を請取るの件困窮者は請取るも差支なし但し手當其他は請取るべからず
- 三、十四日午前八時棚橋東京聯合會理事來足に付き大講演會開催の事（十四日日本山、十五日通洞、十六日小瀧）
- 四、東京まで婦人上京運動の件。本山二名、通洞二名、小瀧一名に決定
- 五、會員基金同情寄附の件。各支部にて協議するに決定

- 六、戸別訪問の件。各支部にて適當の方法を講ずるに決定
- 七、役員に對する宣傳。

此時最早や足尾全山は、殆んど罷業状態で、本山方面は三山中最も運動に熱中し、誠首者に對して同情罷業を爲し、入坑夫は僅かに十名内外に過ぎず、本番夫は平常と左迄變りなく就業し居るも之また次第に減少しつゝある。通洞方面も亦入坑夫十名内外で、本番夫は本山同様の傾向があり、小瀧方面は鑛業所の御用組合の根據地丈けに、動搖最も少き状態であつたが、矢張り罷業者を數へ、製煉工作も亦漸次減少し行きつゝあるのである。

□解決の道程と勞資會合□

爭議が始まつてから十三日迄、丁度一ヶ月になる。そして形勢は全く行き詰つて來た。労働者も最早や疲れた。鑛業所も世間の手前何時迄も頑張る事が出来なくなつた様だ。前の九日から登山滯足中の、東京日々新聞特派員古賀進が十三日の午後三時頃警察署を訪ね、特に警備隊長の壹場警視を指定して面會を求めた。古賀は自ら友愛會の院外團の一人だと公言して居るので、警察は其行動に眼を注いで居たのである。二人丈け一室で會見して質疑應答を試みた。其要旨は大體左の如くであ

つた。

(古賀問)……警備隊長として今後の形勢に關する觀測は如何、暴動勃發等の危険は無きか。

(警視答)……突發事件無き限り此の儘にて推移すべし、一昨年の如く集團的の騷擾は無からうが、少數の者が而も深刻なる行動に依つて、局面の打開を試みやうとする者の無きを保せぬ狀況がある。之れ當局が益々警備を嚴重にして居る所以である。

(古賀問)……斯くの如く悪化せぬ前に、何等かの良策がなかつたらうか。

(警視答)……其點警察幹部の日夜考究しつゝある處で、日本に於ける労働運動の健全な發達の爲め、何とかして模範的の解決を得たく、尙協調會より町田某も來山視察中の由だが、協調會の活動の餘地も無からうか。

(古賀問)……此の際官憲の調停を以て最も妥當なりと信ずる。若し警察が「組合の切り崩しをせぬ事」「賃銀を今日以下に低下せぬ事」の條件で調停の勞を採らるゝならば、圓滿に解決をすると思ふ。協調會は勞資双方より信用なし。

(警視答)……圓滿解決の機會を造る事には努力を辭せぬ考である。右の應答に依つて、其處に一つの新しい觀察が産れた。即ち警察側は、古賀の來訪が正に麻布等勞

働最高幹部の意を受けて來たことが明かであると見て取つた。蓋し労働者側に於ても殆んど策が盡きた。詰り此日報告會を開くに至つたのも、偶々之を證するに足るものがある。連日の疲勞で労働者間の結束も弛緩した兆が見ゆる。されば労働者側の最高幹部中にも、事件の解決を悲觀するものも出來て來た。而も全日本坑夫總組合の本據地は足尾である。足尾に於て敗けるのは、則ち總組合會の崩壊を意味する。如何しても死力を盡して戦はねばならぬが、扱其意氣はあつても其力將に盡きんとして居る。今は自力の解決は到底覺束ない。彼等は遂に悶えて來た。此處に於て第三者の調停に委せんことを欲した。そして警察の意嚮を探りに來たのだと警察は觀察したのだ。

同夜九時過ぎに、争議以來本店より來山滯足中の重役、佐々木敏綱も亦足尾警署を訪れた。そして佐々木は「町の二三の有志が來て、麻生等との會見を慫慂したから、麻生とは大學時代同窓生のことでもあり、其意味で面會は望む所である。だが併し足尾に於て面會するよりは、東京に於ての方が自他共に好都合だろうから、東京に於て面會し、問題の解決に就いて談じ合ふ意嚮を傳へておいた。麻生の返事は明朝來る筈である」と陳述した。其處で最も注意を要することは、労働者側の最高幹部となつて居る麻生と、資本家側の代表として登山した佐々木と、警備隊長として滯足中の置場警視とが、偶然にも俱に大學教養の同窓である。だから今は互に其立場を異にして居るとは言

へ、元々からの友達として隔意なき會談が出来る筈である。況んや態度強固で頑堅を装ふて居た鑛業所が、右の態度に出づる様になつたのは、全く社會に對する責任を自覺し始めたからである。けれども解決を隱密裡に東京でするてふ事に、警察側は反對し、社會環視裡に足尾の爭議關係者の眼前で、公明正大に行はしめねばならぬとの方針で、旋斡努力するに決した。斯くの如くして過去一ヶ月間、暗雲に鎖された足尾の空に、一道の光明が見え初めて來た。

如上解決の機運が漸く動き初めて來たが、一方比較的安泰であつた製煉も亦、十三日俄然、一交替二百の就業者が激減して、僅かに十三名となり、會社側をして非常の恐怖を感じしめた。何となれば精煉が一度休止すれば、熔鑛爐の恢復には多大の費用と時日とを要するからである。即ち會社側は周章狼狽して、土工を狩り集めて之に代らしめたが、熔鑛爐は刻々瀕死の状態に陥つて來た。勢を得た労働者側は、益々猛り立つて古河の横暴を攻撃し、十三日來山した小石川労働會の芳川哲外數名の演説、及び十四日三時過ぎ來山した聯合會理事棚橋小虎の講演等、更に一層の氣勢を添へて、警官の警戒益々嚴重ならざるを得なかつた。鑛業所は種々の注意書を配付して、罷業の阻止に努力した。翌十五日早朝、佐々木は檢擧上の證據資料として、澤山なビラや張紙を抱えて警察を訪れた。警察側は檢擧の事は檢事局との關係もあるが、寧ろ圓滿解決に努力する旨を勸説すると、佐々木も亦種々

談合の結果

(A) 鑛業所が労働團體の事實上の存在を認むる事

(B) 之れ以上讞首者を出さない事

位迄の條件なら讓歩しても宜しく妥協も出来る、そして必らずしも東京に於て麻生と會見すること固執しない、との意嚮を物語るやうになつた。其處で佐々木の歸つた後ち、萱場警視は麻生を警察に招き、事件解決に關して種々其意向を訊ねた。麻生は「一日も早く解決せんことを欲する。そして其會見の場所と時との選擇は警察に一任する」との意見を申述べた。斯くて解決の機が全く熟したので、警察は此機會に乗じて解決するを最も得策と信じ、佐々木麻生に通告して、個人的資格で問題を攻究せうとて會見を促した。

此日午後二時十五分、勞資第一回の會見が、足尾署の樓上で開かれた。素より萱場警視佐藤警部も其席に列したのである。佐々木、麻生の間、當初労働者側から提出した八ヶ條の要求條件に就いて質疑應答が始まつた。そして團結權承認の問題が、主たる解決點の峠として、其意義を質すべく佐々木から質問の矢を向けた。即ち團結權の認容を迫るのは、集團取引コンクティンバイニングを意味するのかと尋ねたのである。麻生は之に答へて、其れ程のものにあらずして、普通常識的の意味のものと認めて呉れ

と言つた。元來抗争の基調は此處に在つて、兩者の意志が懸絶するが爲めに争議が始まつたのである。而して鑛業所側は、最初から八ヶ條の要求條件に付、各個條の細目に就いて研究をして居たが、労働者側は漠然と書き並べて要求したに過ぎなかつたことを推し測られる。其會見は單に兩者の顔合せに過ぎなかつたが、翌十六日早朝、麻生一人が警察幹部の宣場警視を其宿舎に訪ね、其の要求する團結權の内容を説明した。其内容は

(A) 鑛業所の營業を妨げぬ限り労働團體の運動の自由を認むること

(B) 労働者一身上の事を決するには鑛業所は豫め組合に諮り其諒解の上で決行する事

の二つの要旨である。茲に於て會見の方向も略判つて來て、東西兩者の歩みから、解決の峠に上つて打合つて見やうとの氣分が、始めて醸されて來た。此日も矢張り、足尾館で労働講演會が開かれたが、近頃珍らしい靜寂を感じたのである。

□女房連の上京と第二回會見□

第一會見の其夜、通洞運動本部に幹部會が開かれて、三山より五名の女房連を出し、十六日午前十一時二十分通洞驛發、男子の附添で上京本部に投宿、十七日は本部員の應援を得て古河邸へ赴く

ことに決し、本山藤原スイノ、松岡ミエ、通洞毛利ヨネ、岩上サク、小瀧永井ヨシの五名を選定したが、此決議の如く本山より佐藤泰三、通洞より白井善吉及び本部員加藤勘十が附添つて上京した。之等を見送る多衆は通洞驛に集合した。そして其期待を囁き合つて、是非目的を貫徹して呉れと激勵した。

一行を乗せた汽車が上野驛に着いた。プラットホームを出れば、警戒の爲め上野署から派遣した數十名の警官で、物々しい光景である。此間全日本鑛夫總組合の赤旗を中心に、出迎へとして待ちうけた鈴木友愛會長や、麻生理事の妻久子等の中に投じ、二臺のタクシーに分乗して、麻布の總同盟本部に落ち着いた。是等一同は翌十七日古河邸に迫つて、男爵夫人に面會を求めた。併し會社の事は一切會社に行つて話して呉れと面會を斷られた。折角出したお賽辨當も、胸が塞がつて食べられぬと辭退して、今度は丸の内の會社に來て社長に面會を求めた。社長は多忙であり留守であると言つて、氏家労働係が代つて應接した。窮狀を訴へられた氏家は諄々として其説明に努め、昆田總理事も亦同席して一々を慰撫したので、女房連も漸く納得して、六時半頃引取つた。斯くて此具情嘆願は何等の得る處がなく、十九日一同は悄然として歸山した。

兩者間の宣傳戰は、此間最後の努力を以て繼續されたが、妥協氣分は次第に濃厚となつて來た。

之を扮飾的に言へば、四月七日日本山通洞一部労働者の罷業が始まつて以來、罷業運動参加の労働者が漸次増加し、今や大多数を制して資本家を威嚇して居ると言ふものゝ、一面同運動参加の多數に、連日の運動で疲労と倦怠と不安とが増嵩して來た。勢ひ就業を得策だとする心理が萌芽して、ダレ氣味の傾向がある。此狀勢を察した労働幹部は、暫に講演會を開くのみならず、或は戸別訪問に示威行列に、一方ならぬ苦心をしたことも争はれぬ事實である。蓋し此際無理に運動を繼續すれば、労働者側は硬軟の二派に分裂し、或は硬派をして騷擾化に陥らしめる怖がある。之が爲めに最高幹部の意嚮としても、有利な妥協をして局を結び度い様になつたのだ。

そこで警察が第二回の會見を斡旋した。それが麻生から團體權の内容を説明した十六日の午前である。即ち佐々木と麻生とが、足尾警察署樓上で、萱場警視と篠崎署長との立會の下に會見した。麻生は佐々木に對して、労働者中より選出した十名の實行委員と、折衝して呉れと要求した。佐々木は考慮の後警察を通して返答すると云つて、何等の成案も見るに至らず、後日の會見を豫期して立ち別れとなつた。後刻佐々木から警察へ電話で「十名の實行委員説は、交渉團體の承認の前提である、故に例令交渉は斷絶するとしても、其要求は容れ難い」と通じたのである。從來の行掛り上、鑛業所の凭り出るのは順序であらう。麻生も亦解決條件不利な場合を豫想して、例令責任回避を計

るに非ずとしても、實行委員説を飽く迄主張するのは、勇氣の無い呑寧る労働幹部としての威望を信じ難くなる關係もある。此意味から警察は、麻生に對して實行委員説の撤回を求め、且つ嘗ては單獨で東京で會見する事に迄決心した者が、今更ら斯の如き態度に出るは、餘りに自己の安全を貪るものだ。要は不可能の問題では無い、努力の問題に過ぎぬと、東日記者の古賀を通じて麻生に傳へた。聯合會運動本部では、此の交渉委員の問題に就いては大に激議するところがあつた。

此日も翌十七日も、小瀧間藤で講演會が開かれ、尙も示威的運動が繼續されたが、十七日本山支部で開いた最高幹部會では、麻生、石塚二名を交渉委員に立てることに決し、實行委員十名説を抛棄して仕舞つた。此決議を齎らし、同日午後二時半、麻生、石塚の二名が警察を訪れて其旨を傳へた。警察では一麻生一石塚が一佐々木と會つて、一有志として問題解決に努力する名目で會見するかと念を押した。兩人は之に承諾したので、直ちに鑛業所へ通じて佐々木の會見を促した。佐々木は鑛業所の内部も纏める必要があるからと云つて、翌早朝會見すると返事した。

其處で愈々翌十八日は眞劍の會合をせねばならぬ。労働者側は本山支部に幹部會を開き、要求八ヶ條及追加條件に就いて、事件解決の際、如何なる程度迄讓歩すべき乎の案件を協議した。協議の内容を概記すれば

第一條 は保留

第二條 は最低賃金の額は現在鑛業所の額で承認すること

第三條 は坑口八時間制度を攻究のこと

第四、五、六條 の要求は應諾せしむること

第八條 は保留

とすべしと云ふに在り、尙追加條項中誠首者復職の件は、見込なきを以て打切りとし、家族旅費支給の件は、會社の見積金で解決する事に協議して、翌日の會合に臨むべく決したのである。

□會見續行と事件解決□

（愈々十八日となつた。足尾の空は珍らしくも晴れて、朝から麗かに輝き、春は初めて足尾の山を訪れたのである。丁度午前九時、資本側の佐々木、労働側の麻生、石塚が、正式會見の爲めに足尾署樓上に來た。萱場保安課長、佐藤高等警察課長、篠崎足尾警察署長立會の下に、交渉は同九時半より開始された。先づ交渉は（一）解職者の問題（二）團結權の問題（三）要求條件第二條以下の改善に關する問題（四）解職者手當に關する問題の順序で切り出された。午前中は幾度か談判破裂

し相にも見へたが、午後の會見で漸く折調的となり、結局（一）に就いては到底復職が叶はなく（二）の團結權問題は相互的に好意を表することに決し（三）に就いては、労働者側の要求と云ふのを一先づ撤回して、會社の誠意に信頼した労働者の希望として協議せんとしたが、麻生等は之に肯諾せず、其内容に於て夫々決定（四）に就いては、鑛業所側は頑として聞き入れず、平均十圓の手當支給は最後の讓歩也と主張し、相互の激怒を煽つたが、結局誠首者が長屋を立退く際、獨身者へ十五圓、家族持へ三十圓宛支給する事とし、交渉茲に漸く成立した。其成立條件は

一、鑛業所は全日本鑛夫總聯合會並に全國坑夫組合の事實的存在を認め鑛業所の業務に支障を及ぼさざる範圍に於て團體の維持發達を妨げざるのみならず之が發達に對して好意を表すべし

二、團體は鑛業所の施設に對して好意を表すべし

三、鑛業所は労働條件の維持改善に關しては誠意を以て努力すべし、例へば今回の希望にかゝる各條項中賃金は將來之を良くすると現在に於ては低下せざる事、勤續慰勞手當の件は目下鑛業所に於て改善を攻究中

元二類夫の件に就ては事情を參酌し優遇すること

「ヨロケ」の件に關しては向後成るべく寛大にすること

又接骨醫に關しては其主旨を尊重して目下實行に着手中

四、誠首者に對しては獨身者に十五圓、家族有者に三十圓を旅費として支給する事に確定を告げ、同條件は別に文書を作製せず、立會者たる警察の聲明に依ることに決定して、午後五時三十分より關係者各代表者を參列せしめ、正式に最後の會合を爲さしむる事とした。

定刻より約一時間遅れて午後六時半、鑛業所側よりは杉本所長以下各課長及佐々木敏綱、労働者側よりは三山よりの代表者九名に麻生石塚の兩名、警察側より篠崎足尾署長、佐藤高等警察課長、萱場保安課長其他大塚足尾町長、町田協調會囑託、古賀東京日々新聞特派員、伊藤國民新聞特派員、岡崎鑛業監督官補等足尾署樓上に列席、臨時警備隊長たる萱場警視より、経過を報告して協定條件を聲明した。而して警察側は其立場として、次の二項を勞資兩當事者に要求して、之が應諾を求め兩者異議なく之を承諾した。

(一) 理論上の事は別問題として、今回の問題は之を争闘と認めず、従つて相互に勝敗なきものと解す。列席の新聞記者諸君も斯く諒解せられ度し

(二) 事實上此度の問題の爲め、一般社會に對して不安を與へたるが故に、勞資双方より社會に對して陳謝の聲明を希望す。右の事實を確決して、此處に稀有の大争議も、圓滿なる解決の光輝を發

するに到り、杉本鑛業所長及労働者側の代表者交々立ちて、事態を紛糾せしめた事を陳謝し、次いで岡崎監督官補、大塚足尾町長、町田協調會囑託、篠崎足尾署長等も亦、事件解決の祝意を述べ、午後七時半目出度く最後の交渉會を閉じた。

此吉報を齎らした麻生石塚其他の代表者等は、直ちに各支部に至つて、待ち構へた會員等に報告し、其承諾を得たる後、翌十九日から三山一齊に就業する事に決定した。

□理論に魁けた大なる事實□

吾人は既に足尾に於ける第一回労働争議の失敗を評論した。そして勞資抗争の救済策の矛盾、社會運動の國民的の缺陷、其他種々の原因を擧げて、足尾の將來に大なる疑問を残留したのであつた。果せる哉第二運動として捲土重來の企畫を實現した。而も其企畫は足尾單獨の事件とせず、日本の労働運動の運命を左右する岐路として、争闘は大なる意義を含蓄して起つたのである。聽て其結果は、多く吾人の推論を辿つて、最後に官憲の斡旋と努力とに依つて解決した。所謂資本家と労働者と官憲とが、遂に三角的條件を超脱し得ないことを立證した。同運動の指導者として、幾千の労働者を指揮して起つた麻生久が、大正十年六月號の雑誌「解放」上、同運動の経過を記述した最後に

「私の深く感謝せざるを得ざるは、警察側の極めて公平にして理解ある態度に對してである。萱場保安課長、篠崎署長初め他の人々も、其職務の許す範圍に於て深く運動を理解し、之に對して公平なる態度を持した。私は我國の何處の警察に於ても、勞資の爭議に當つて、今回足尾の警察が採りたる如き態度に出づる事を希望してやまないものである」と云つて居る。之に先ち「私の歡喜せざるを得ないのは、勞働運動に對する足尾勞働者諸君の眞剣眞摯なる態度と驚くべき進歩である」とも云つて居る。此告白から推定して、足尾第二次の勞働運動が、前回の覆轍を踏むを誓めたことが明瞭すると同時に、勞働者をして益々自覺の境地に導いたことが判る。

學者既に解くが如く、勞働爭議の内容は、其形態に於て千差萬別ではあるが、之を大別して勞働條件に關する爭議と、將來の勞働關係に關する爭議と看做し得ると。然り而して二回に亘る足尾勞働爭議の内容は、何れも其兩者を兼備して資本家に對抗したものである。而も其第一義は則ち團結權の承認の要求であつて、將來の勞働關係に屬する迫撃であつた。勞資の間幾多の懸引が行はれても、此中心の問題を解決せねば、爭議は終熄するものではない。そして一度之を認めて調協が成り立つとしても、之を蹂躪するが如きことあらば、再び抗争を惹起すべしだ。故に勞働條件の要求は其徹底を缺いた怨があるが、彼等が滿身の勇を鼓して放つた矢は、正に其標的を射て、生産關係に於

ける難關とせる、勞働團體承認の目的を達して漸く沈黙した。資本家と互格の立場に立てば、勞働條件は爾後如何様にもなると思惟したからである。尤も舊式勞働運動者は、現實的の利益を無視した解決に不満を懷いた。鑛業所側も亦怠業罷業中の賃金問題、或は又貸下品問題に觸れなかつた麻生等の迂愚を笑ひ、其等の問題に觸るゝ機會を與へなかつた巧妙さを誇負した。併し勞働運動の理想より云つても、全國的の抗争の事實から云つても、團體權の承認を以て勞働者側の勝利と云つて宜しい。何となれば「現代に於ける社會運動の目的とする所は、寔に人類經濟生活の新秩序の作出である」からである。

斯くて尙人類經濟生活の新秩序の作出から、勞働運動と社會主義運動との間に、微妙の關係を生じて來る。此所以を以て勞働運動が、往々社會主義的運動に變化することがある。足尾勞働運動の事實を見ても、幾多社會主義者の登山を見、諸種の過激宣傳を試みたことの顯著なるものがある。幸に官憲の取締が彼等の行動を阻止し、狂燥にして破壊的の運動の餘地なからしめて、第二運動の缺點を除却し、幸に勞働運動の指導者が勞働者の行動を制御し、危激にして奇矯的の行動に走らしめずして、第二運動の目的を成功し、例令未だ理想的の解決として、之を是認するに苦しむと雖も、過去幾年に於ける理智の訓練が、勞働運動に一段の進歩を與へたことを立證すると共に、國家は勞

働政策の根本を樹立して、理智的に行動せんとする彼等に、充分なる活動の餘地を與へるのが目下の急務である。素より資産家と労働者との間に於ける愛の哲理を全然脱却するならば、其處に絶對的の抗争より外何者も無い。そして又理智的に發達せる彼等の行動に對して、無情の結繩を以て束縛の儘に委さば、徒らに反撥の度を助長して、危険の心理を培養するに至るのである。國家として此要義を理解せずして、政治的にも社會的にも救済の策を施さねば、徒らに労働者を絶望の淵に迷入せしめ、一種の痼症となつて社會を呪ふの念を萌芽し、反動的に左傾赤化せしむることになるであらう。吾人は今や多くを語るの必要を認めぬ。若し夫れ理論の權威を知る者、呪詛の中心たる足尾の歴史と其事實とを知らば、釋然として其處に悟るべき哲理があるであらう。

呪詛の足尾銅山 終

大正十一年十月二十日印刷
大正十一年十月廿五日發行

【呪詛の足尾銅山奥付】
定價金二圓五十錢

著作兼
發行者

堀田善太郎

東京市外胸澤村字上馬引澤百四十一番地

印刷者

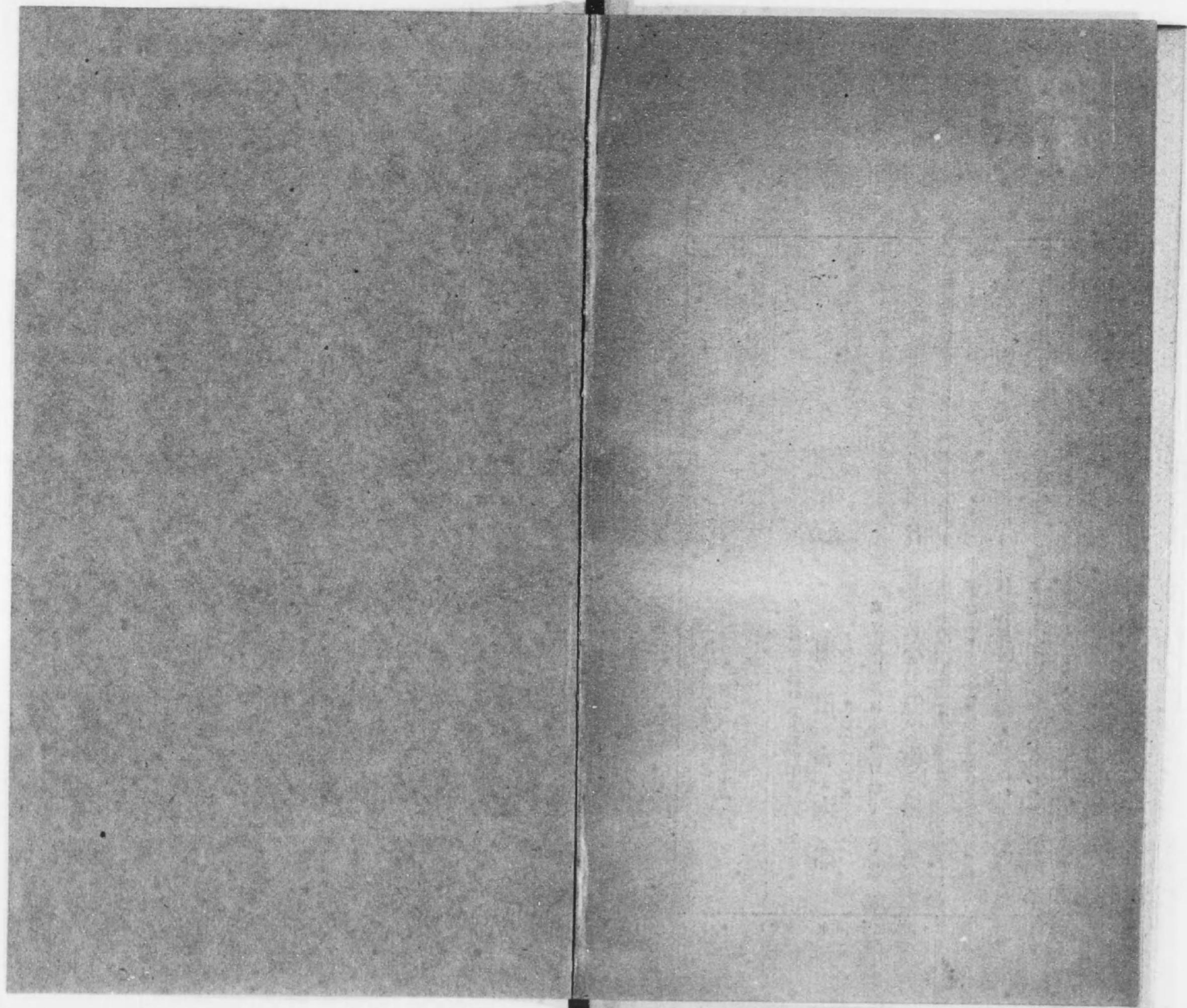
小笠原 楳芳

東京市淺草區今月町二十六番地

發賣元

東京市神田區仲猿樂町
巖松堂書店

振替東京六五五六番・電話九段二二五四番
二六七六番



502

181

終